

令和4年第3回浅川町議会定例会

議事日程（第3号）

令和4年6月13日（月曜日）午前9時開議

- 日程第 1 承認第 3号 専決処分の報告及びその承認について（浅川町税条例等の一部を改正する条例）
- 日程第 2 承認第 4号 専決処分の報告及びその承認について（令和3年度浅川町一般会計補正予算（第1号））
- 日程第 3 承認第 5号 専決処分の報告及びその承認について（令和3年度浅川町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号））
- 日程第 4 承認第 6号 専決処分の報告及びその承認について（令和4年度浅川町一般会計補正予算（第1号））
- 日程第 5 議案第26号 浅川町議会議員及び浅川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第27号 浅川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第28号 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第29号 浅川町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第30号 令和4年度浅川町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第31号 令和4年度浅川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 同意第 3号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第12 発議第 3号 原子力損害賠償に係る中間指針等の見直しを求める意見書提出について
- 日程第13 請願第 2号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出請願書
- 日程第14 請願第 3号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書
- 日程第15 請願第 4号 動物を虐待から守るための法整備を求める意見書提出の請願書
- 日程第16 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件
- 日程の追加
- 日程第17 発議第 4号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出について
- 日程第18 発議第 5号 国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書提出について
- 日程第19 発議第 6号 動物を虐待から守るための法整備を求める意見書提出について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第16まで議事日程のとおり

日程第17 発議第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出について

日程第18 発議第5号 国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書提出について

日程第19 発議第6号 動物を虐待から守るための法整備を求める意見書提出について

出席議員（11名）

1番	菅野朝興君	2番	兼子長一君
3番	会田哲男君	4番	木田治喜君
5番	岡部宗寿君	6番	渡辺幸雄君
8番	須藤浩二君	9番	上野信直君
10番	角田勝君	11番	金成英起君
12番	水野秀一君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長	江田文男君	副町長	小池大介君
教育長	真田秀男君	総務課長	岡部真君
企画商工課長	坂本克幸君	農政課長	生田目源寿君
建設水道課長	生田目聡君	会計管理者兼 税務課長	我妻美幸君
保健福祉課長	佐川建治君	住民課長	関根恵美子君
教育課長	高野喜寛君		

会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	田子広子	主事	生方健人
--------	------	----	------

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（水野秀一君） ただいまの出席議員数は11名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（水野秀一君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎承認第3号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第1、承認第3号 専決処分の報告及びその承認について（浅川町税条例等の一部を改正する条例）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第1、承認第3号 専決処分の報告及びその承認について（浅川町税条例等の一部を改正する条例）を起立によって採決します。

お諮りします。本件は承認することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、承認第3号は承認することに決定しました。

◎承認第4号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第2、承認第4号 専決処分の報告及びその承認について（令和3年度浅川町一般

会計補正予算（第12号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

上野信直君。

○9番（上野信直君） 6点ほどお伺いしたいと思います。

まず1点目ですけれども、予算書の6ページ、繰越明許費補正があります。報告のところで繰越明許の報告があったんですけれども、何が繰り越されたのかのほかに、何で年度内に事業が終わらなくて次年度に繰り越したのかという説明が私は重要だと思うんですけれども、その理由の説明がほとんどありませんでした。

下水道とか水道の絡みの工事の繰越しの説明では、町民の通行に支障があるからということで一遍にやらないで次年度に繰り越したという、なるほどなと思う理由があったんですけれども、この一般会計の部分についてはそれがありませんでした。ですので、せめてここに出ている繰越明許の補正について、それぞれ何で繰越しになったのか、その部分の説明をいただきたいと思います。それが1点目です。

2点目ですが、11ページの民生費国庫補助金のところの子育て世帯の臨時給付金の補助金と住民税非課税世帯への給付金がそれぞれ減額になっております。これ歳出でもそうなんですけれども。この減になった理由について伺いたいと思います。

それから3点目ですが、12ページの利子及び配当金の小室源四郎さん、ヨシコ夫妻の奨学金の預金利子なんですけれども、これ年間でどのぐらいつくんだか伺いたいと思います。

それから、15ページ、浅川町社会福祉協議会補助金の一番下、400万何がしが減額になっておりますけれども、これについて詳しく伺いたいと思います。何で減額になったのか。募集しても来なかったのか、それとも必要なかったのか。事業に支障があったのか、なかったのか等を含めて、詳しく説明をいただきたいと思います。

それから、15ページの結婚新生活支援事業補助金、実績がなかったということで210万円が減額になっておりますけれども、これは該当するような結婚自体がなかったのか、それとも申請がなかったのか、どういうふうに捉えたらいいのか伺いたいと思います。

それから、この件に関しては、町のホームページでこの制度を探したんですけれども、ちょっとホームページの一番最初のところから進むと出てこない。どうやって、これ周知を図っているのか伺いたいと思います。

それから6点目になりますが、18ページの非常備消防費、これについては、18ページの一番下のところにありますね、財源区分の変更ということで3月で補正を行ったというような説明だったんですけれども、3月の補正予算を見ましたけれども、令和3年度の補正予算を見ましたけれども該当するようなものがなかったんですけれども、これどういう意味なのか伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 各担当より答弁させていただきます。

○議長（水野秀一君） 農政課長、生田目源寿君。

○農政課長（生田目源寿君） お答えいたします。

3月専決の予算書のうち、ページは6ページです。6ページ、（1）追加、6款農林水産業費、1項農業費、

事業名は排水路改修事業、繰越額が946万です。まず、こちらにつきましてご説明申し上げます。

こちらにつきましては、大草の集会所前の排水路の改修工事を行っております。こちらにつきましては、昨年11月末に契約をしております。改修は、集会所の奥側から県道にかけての水路の改修となります。約45メートルです。概要的には、排水路の改修ですので、排水路の規格、排水フリームを600から800に変更となっております。

こちら、繰越しの理由を端的に申し上げますと、実はここ、工事が農政課発注とかぶっております。集会所の奥の水保田の山林をふくしま森林再生事業で伐採のほうを発注しておりました、その前に、森林伐採の業者さんが、水保田に行く道のところに敷き鉄板等を敷きまして、最初、工事ができないということがありまして、契約から数か月は手つかずの状態と聞いております。私も4月から農政課長になりまして、いろいろ引継ぎ等でこの話聞いたんですけども、今となれば致し方ない話かもしれないんですが、その森林再生事業が終わり次第、町内の業者さんにこちらとすれば発注しておったわけなんですけれども、なかなか進捗がうまくいかなかったと。コロナ禍によります資材の供給の遅れとか、あと人員の関係とか、いろいろありまして、思うように工事は進まなかったと聞いておりまして、私も呆然といたしました。

今現在、工事はほぼ完了になりつつあります。変更契約も2回ほどしております。地域の住民の方、特に農家さんには、春先、田植え前に水が入らないのではなかろうかという問合せ等もあったんですが、そちらは回避いたしました。ですので、今現在申し上げれば繰越しになりましたが支障はございません。ただ、多大な迷惑はかけております。大変申し訳ございません。

以上です。

○議長（水野秀一君） 住民課長、関根恵美子君。

○住民課長（関根恵美子君） お答えいたします。

同じく6ページ、繰越明許費補正の（2）変更になります。2款3項、事業名が社会保障・税番号制度システム整備事業となります。

こちらは、マイナンバーカード所有者の転出、転入手続のワンストップ化に係ります改修費となっております。こちらにつきましては、令和4年度事業となる予定でしたが、国の予算が急遽、令和3年度に補正で措置されたことによりまして、自治体も令和3年度で措置したものでございます。3月の補正予算のほうに上げさせていただきまして、3月15日に契約しまして契約額が確定いたしましたので、変更させていただいたものとなっております。

システム改修につきましては、令和4年度の12月までに完了する予定となっております。

以上でございます。

○議長（水野秀一君） 農政課長、生田目源寿君。

○農政課長（生田目源寿君） 引き続き、私より答弁させていただきます。

同じく6ページの真ん中辺、（2）変更の表の中の6農林水産業費、1項農業費、事業名が農業水路等長寿命化・防災減災事業、金額で言いますと7,254万が6,179万8,000円ということなんです、こちらにつきましては、この長寿命化・防災減災事業は、場所につきましては中根と袖山と大草の排水路です。

こちらは、そもそも各地元からの要望がありまして工事を昨年度行っておりましたが、先ほど私答弁したの

も関連があるんですが、コロナ禍によりまして資材の供給の遅れや、あと実際、測量した結果、思うよりも破損箇所が多かったということで、数量の変更とかを余儀なくされて工期が長くなったと。

それと、水路の底板なんですが、コンクリートが打ってあるかと思われて最初工事に入るそうだったんですが、実際は土側溝になっておりまして、そちらもありまして、その調整とか計画の変更に不測の期間を要することとなりました。

それと、これ今、私答弁したのは中根、袖山地区なんですが、大草につきましては場所柄なんだろうが、構造物を設置するところに石が結構ありまして、その除去に期間を要したことになっております。

あと、工法の変更ですね。水路を設置する箇所に、地元の方からふとんかごを設置してくれとか、あと大草地区、湧水が結構ありました。それらが関連しまして、今回繰越しとなっておりますが、こちらにつきましては4月末にて工事は完了しております。

説明につきましては以上です。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目聡君） それでは、6ページの繰越明許費の補正、（2）の変更のほうです。8款2項土木費、道路橋りょう費、防災・安全交付金事業です。

こちらの事業内容は橋梁修繕工事で小貫橋、それから大草川橋になります。

繰越しの理由といたしましては、若干、発注者側としても発注して契約する時期が遅かったということがございます。令和3年11月1日に契約してございます。年度内に完了を予定しておりましたけれども、3月完成間際、小貫橋、ちょっと完全通行止めということで工事をやっておったわけなんですけど、どうしてもその橋を通らないと農業の関係で困るということがございまして、一部工事中止をかけていた期間もありまして、そういう関係で繰越しという形になったものでございます。

それから、同じく道路橋りょう費の社会資本整備総合交付金事業、こちらの事業内容が染小貫線の道路改良工事、それから本町線ほか歩道改築工事、それから曲屋破石線の道路改良工事となっております。

このうち、曲屋破石線とそれから本町線ほか歩道整備工事につきましては、こちらの事業を早く進めたいということで交付金の追加要望を受けて今年度実施したものでございまして、こちらは12月の補正予算に計上いたしまして、そこから詳細設計の補完業務等を進めまして、発注が3月になりました。当初、工期が3月29日からということで、繰越し前提ということで工事発注したものでございまして、以前に3月のほうの議会でも承認いただいているところでございます。その金額の変更ということでございます。

それから、染小貫線につきましては、当初、年度内完了を見込んでおりましたが、こちらも交付金の関係で、本来、曲屋破石線のほうの予算も若干あったんですが、12月補正で計上したものが追加でいただけたことから、曲屋破石線の若干の1,000万円分ぐらいの予算を、染小貫線のほうに早期完成ということで振り向けまして、その関係で事業量が増えたということで繰越しという形にさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） 11ページの民生費、国庫補助金の子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金等ですけども、こちらは歳入としては当初10万円の901人分を見込んでおりましたが、実際、補助金で

入ってきたのが894人分です。実際、実績としては909人分ありました。その909人分の中には、所得超過者分の13名というのを含んでおりまして、そちらのほうは別の臨時交付金のほうで充てて算出していたものなので、実際909人のうち894人がこちらの今回の歳入のほうで見ている部分で、13名はその地方創生臨時交付金のほうの所得超過者分、あと2名分が、ちょっと国の財政事情によって、今年度、令和4年度に2名分の20万は入ってくるということになっておりまして、実際はその909人分を見込んで894人分が今回来るところで減額になっています。

あと、その下の住民税非課税世帯の臨時特別給付金、こちらも10万円給付なんですけれども、こちらは単純に当時559世帯の10万円を見込んでいたんですが、実績として452世帯になったので、その差額の107万円分を減額するものです。こども、24世帯分240万円分は次年度に交付されるということで、こちらをちょっとマイナスしまして、マイナスのトータルが1,310万円ということで、実績としては452人分だったんですけれども、実際入ってくるのが24世帯をマイナスした分が入ってくるということで、その24世帯は次年度に入ってくるということで減額をして、減額のトータルが1,310万円となったものです。

下の事務費は、それぞれの事務費で不要になった部分の減額でございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 教育課長、高野喜寛君。

○教育課長（高野喜寛君） それでは3点目、12ページの利子及び配当金についてお答えいたします。

こちらの小室源四郎・ヨシコ夫妻奨学基金利息につきましては、当初予算7万4,000円を計上してございました。以前は金利状態もよく、0.1%とか0.07%の利息で賄っておりましたが、現在はそういった高金利の利息のものがなくなりまして、1年定期で0.002%というような金利利息という形になってございます。

それに基づきまして、今回、実績ということで2,909円の利息の確定によりまして、今回7万2,000円の減という形の専決予算を計上させていただきました。

以上です。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） 15ページの一番下、社会福祉協議会補助金減額の424万8,000円。こちらは、当初予算では専門員、通常の社協の専門員プラス事務局長1名分、3名分の予算を確保しておりました。こちらは、現在は町職員より事務局長が外向したことにより、実際は専門員2名のみの人件費となったため、この事務局長分を減額したというところで424万8,000円の減額となっております。

これ人件費といいましても、給料から職員手当、法定福利費等々含んでおる補助金となっております、424万8,000円の減額となっております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 企画商工課長、坂本克幸君。

○企画商工課長（坂本克幸君） それではお答えいたします。

15ページの企画費の中の浅川町結婚生活支援事業補助金のほうなんですけど、今年度4月より企画商工課のほうの担当となりましたので、私のほうからお答えさせていただきます。

この件につきましては、対象となる結婚がなかったものと聞いております。この条件が、この補助金の目

的が経済的理由で結婚に踏み出せない方に対して、新生活に係る経費を支援するというで始まったものでございまして、年齢要件、夫婦ともに39歳以下であるとか、世帯の合計所得が400万未満とか、そういう条件がありまして、それらの条件に合致した結婚がなかったというものでございます。

周知の方法につきましては、確かにホームページのほう、お知らせのほうに載せましても、どんどん新しい情報が上書きされて下のほうに行ってしまうということもあるかと思えます。その点につきましては、ただいま町のホームページのほうもいろいろ改修しておりますので、こういった皆さんにお知らせしたいような情報が奥のほうに埋もれてしまわないように、すぐ見えるような形で表示できたらなどは思っておりますので、そういった形で周知のほうをより一層充実させていきたいと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） 6点目の、18ページの消防費の非常備消防費の財源区分の変更でございます。3月補正の予算の中ですが、18節の負担金、補助及び交付金の消防屯所改修事業補助金320万円のうちの300万円のことでございます。

以上でございます。

○議長（水野秀一君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） まず、1点目の繰越明許費なんですけれども、それぞれお聞きをすともっともだなというふうに思う理由が随分ありましたので、これは繰越明許の報告のところできちんとそういう状況を報告していただきたいなというふうに思います。

ただ、若干疑問だったんですけれども、道路の水路の長寿命化のところ、実際にやってみたら破損箇所が意外に多かったとか、あるいは底がコンクリート盤だと思ったのが土側溝だったという話もあったんですけれども、これたしか、この事業は設計やって発注してましたよね。そうしたらこれ、どういう設計やったんですか。そういう実態もきちんと把握しないような設計はあるんですか。これ、どう思いますか。伺いたいと思います。

それから、臨時給付金の件は分かりました。

3点目の奨学金、夫妻の奨学金は2億何ぼありましたかね。今。一部ちょっと使いましたんでね。これ、積んでいて年間に2,909円しか今利子がつかないと、こういう理解でよろしいんですか。

それから、4点目は分かりました。ぜひホームページのほうも改善していただきたいなというふうに思います。

社協の事務局長の件も分かりました。

6点目の非常備消防の絡みなんですけれども、今回の補正では地方債が減額になって一般財源のほうに移されたということなんですけれども、3月の補正では地方債では計上されていないですよ、1円も。地方債を削って一般財源にするという今回の補正なんだけれども、3月補正では地方債はそもそも計上されていない。これはどういうふうに理解すればよろしいんですか。伺います。

○議長（水野秀一君） 農政課長、生田目源寿君。

○農政課長（生田目源寿君） お答えいたします。

6ページの(2)の変更の農業水路等長寿命化・防災減災事業、中根、袖山、大草の排水路の改修事業なんですが、今ほど上野議員さんからご指摘あったとおりでありますが、確かに事前に当然測量は行っております。結果論で申し訳ないんですが、先ほど私答弁したとおり、実際、設計と現場に工事入っての話なんですが、うまい、ちょっと答弁の仕方できるかどうか分からないんですけども、実際やってみたらばという話が多々ございました。こちら私、設計業者さんとは、る話ししたんですが、今後、このようなことはないようお願いしたいということは念を押してあります。ここを今年度も予定しておりますので、改めてこちらにつきましては、関係する業者には念を押してこういうことがないようにということで言いたいと思っております。

以上です。

○議長(水野秀一君) 教育課長、高野喜寛君。

○教育課長(高野喜寛君) それでは、基金の関係でお答えいたします。

こちらのほうにつきましては、定期預金で4,525万円と1億円の定期預金2口、それから普通預金の1,340万ほどの3口の口座という形で基金を管理しております、そちらのほうの総トータルで、先ほど申し上げた金利の利息になるというようなことになってございます。

以上です。

○議長(水野秀一君) 総務課長、岡部真君。

○総務課長(岡部真君) ご説明いたします。

3月の補正時点では、先ほど言いましたように、歳出のほうでは消防屯所改修事業補助金として320万円の減額になっています。そのうちの減額300万円が、小貫屯所のことでございます。3月の補正時点では地方債の計上を漏れてしまいまして、そのときに本来であれば地方債の補正ということで、そこで減額にするものであったんですけども、今回の3月の専決で改めて300万円の減ということになり、結果的に一般財源が300万増えてしまったような形になってございます。

以上です。

○議長(水野秀一君) 9番、上野信直君。

○9番(上野信直君) 排水路の設計の絡みなんですけれども、あれは工事、設計やっても土の中に埋もれている石とか何かが出てきちゃって、設計時にはちょっと想像つかなかったようなことがあってというんだっただ分かるんですよ。でも、今回の件は、ちょっと調べれば、破損箇所がどこにあるとか、底がコンクリート盤になっているか土側溝かなんていうのは、これは、基本的な調査もしていないでやったというような感じもするんですよ。

恐らく、この設計費はよっぽどかかったと思うんですけども、今、幾らかかりましたかなんていうのは聞きませんが、これ、こういう仕事をしてもらって丸々そのままお金払うんですか。どうなんですか。町民の人の感覚からすれば、そういうおろそかな仕事をしていて、何で税金をそういうふうに使うんだというふうには私はならないとも限らないと思うんですよ。今後は厳しくするという事なんですけれども、それは当然としても、今回のその仕事のありようについて、やはり町民の皆さんに納得のいくような形は示していただきたいというふうに思うんですが、その点の認識を伺います。

それから、最後の消防の関係については、3月の補正予算のところ、本当は地方債のところを減額して一

般財源を300万円増やすべきだったのにそうしなかったのが、今回やったということですね。分かりました。

じゃ、そのさきの1点だけお願いします。

○議長（水野秀一君） 農政課長、生田目源寿君。

○農政課長（生田目源寿君） 率直な私の気持ちとすれば、今後このようなことはないように、改めて業者に念を押して伝えたいと思っております。今回、私もいい教訓になりました。二度とないようにしたいと思います。以上です。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 先ほどの上野議員から出て、今、農政課長の、新しくなった、4月から担当になった生田目課長の答弁聞いていて、ちょっとあきれて笑ってしまったというふうなことも私ありました。設計をつくるときのいわゆる実地調査をよくやりますね、設計士がメートルを測ったり何だりという、そういうときの仕事が全くずさんだったということで、たまたま課長はそのことも答弁の中で正直に答弁してくれましたので分かったんですけども、やっぱり今後、これは一人、農政課だけの問題ではないと思うんです。

様々な、特に建設水道課管轄等の工事でそういうことのないように、これは徹底してやっぱり、庁議なんかでも徹底してほしいと思うんです。特に、大きな工事とか難しいような工事とか、中根と袖山の工事は元はサッキョウでやっているのですよね。ですから、サッキョウというのは下にコンクリートはやらないで、何ていうんですか、コの字みたいなのをずんずん並べていって、その間に砂利を置いたり石を入れたりしてやっているんですよ。

だから、コンクリートになっているかなっていないかなんていうのは、一目見れば分かるんですよ。だから私は、今、課長が答弁しましたので、そのようにひとつ、町全体としても気をきちんと引き締めて、それらの仕事に当たっていただきたい。

本来ならば、設計士から、そういう雑な設計やったんだから設計料まけろ、まけろという言い方、何ていうんですかね、やっぱりきちんと設計しないんだから、仕事上のあれで返せというぐらいの、そういうものも含むと思うんです。これは重大なことにつながるようなことになりますので肝に銘じていただきたいということを、前置きでしたけれども言っておきたいと思えます。

私からは、12ページの就学奨励補助金の、いわゆる要保護や準要保護の生徒のいる家庭、そういう家庭に国の、県の補助、ほとんど国ですけれども、この支援の奨励金が出ます。どちらも減額になっているんですけども、これは該当する世帯の子が減ったんだという一言なのか。

それとも、私は、こういうものは国の交付の、いわゆる奨励費を出すという基準にも、やっぱり就学が困難だと、あるいは大変厳しいというようなそういうことであって、この何百万から何百万までなんていうそういうものではないんですね。ですから、非常に幅があるのかなと。ですから、減らさないで準要保護なりに該当させていくという、そういう努力もできるこの奨励費というふうに私は思っておるんですけども、その点の努力は私は必要だと思うんですが、その点お伺いしたいと思います。

それから、15ページの過誤納付金の、いわゆるこの過年度町税過誤納還付金及び還付加算金という123万8,000円の減があります。これは、単なる計算違いなのか、そうでなくて、これこれこういう事情だという、

その辺を説明してほしいと思います。

それから17ページ、ふくしま森林再生事業、これ大草が今年はやっておるわけですがけれども、排水路のことで鉄板敷いて仕事ができなかったとか、いろいろ関連としてあったようですけれども、606万の減というのは、これは今年の事業ではなくて、いわゆる令和3年度の補正でありますから、去年の段階で606万も減になるというのは、これどういうことなんでしょうか。設計も組まれて、地域も指定になってやられておるといふところでありますけれども、その点は繰越明許のそういう中でのやり取りでもちょっと話がありましたけれども、明快にその理由をお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） 教育課長、高野喜寛君。

○教育課長（高野喜寛君） それでは、お答えいたします。

12ページの小中学校費補助金の特別支援就学奨励費、こちらのほうの減額ですが、小学校、中学校それぞれ人数確定により減額となるものでございます。浅川小学校につきましては8人、浅川中学校につきましては5人という形の実績に基づいて今回の減額という形を取らせていただいた内容になってございます。

こちらの経費の内訳としましては、学校給食費であったり修学旅行費であったり、校外活動、それから学用品、そういったものの援助をするための奨励費という形になってございます。こちらのほうは、特別支援学級に通っているお子さんが対象になるものでございまして、そのほか、例えば母子家庭であったり住民税非課税世帯、そういった方につきましては準要保護世帯という形で別に支援措置を設けております。

そういったこともありまして、今回のものにつきましては、国の基準、町の基準を下げたりして金額を落としたというのではなく、人数の確定に伴いまして額を確定させたということになってございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 会計管理者兼税務課長、我妻美幸君。

○税務課長（我妻美幸君） 15ページの過年度町税過誤納還付金及び還付加算金ということですが、こちらは当初予算200万ほど計上してございましたが、法人町民税の確定によって支出確定額が76万1,882円となり、残った分を減額で補正としたものです。

以上です。

○議長（水野秀一君） 農政課長、生田目源寿君。

○農政課長（生田目源寿君） お答えいたします。

17ページの下のほうです、ふくしま森林再生事業森林整備等業務委託料、減額606万ですが、こちらにつきましては、先ほど来申し上げました大草の集会所の奥、水保田の山林です。ここ約10町歩近くございます。

まず簡単に、ふくしま森林再生事業なんですが、こちらにつきましては、原発事故で影響のあった県内の山林の整備ということで、間伐や放射性物質の対策ということで平成25年から行われている事業ですが、大草水保田につきましては、間伐や表土流出防止策を行っております。あとは、その放射性物質の関係の調査も20点ほど行っておりました。

この606万なんですが、これ補助をもらって整備しているわけなんですが、こちらにつきましては、いろいろひもといっていきますと、国・県からの補助が来ての初めての工事ですが、県から、先週、担当同士で話しして

聞いたそうなのですが、今現在、県からの、何といいますか、設計審査を去年の11月に町とすれば出してはいるのですが、今現在も中断しているそうです。県の指示待ちということで、それは3月からずっとこの話はしていました。工事は引き続きやっていいのか、それとも止まるようなのかということで、県から返事がなく、600万は今回は減額となっております。

改めて申し上げます。こちらにつきましては、今後も予定はしておりますが、県からの補助関係が明確になっておりませんので、今回は減額としております。今後、県中農林事務所と再度協議をしまして、ゴーサインが出ましたら引き続き行いたいと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） いわゆる特別支援の就学奨励補助金のことですけれども、一定の基準というのは確かにあるかと思うんですけれども、国は本当に困難であるというような認定については、言わば自治体に任せると感じているんだと思うんです、その要項なんかを見ますと。だから、何百万から何百万で容易でないというような、そういう線を切って型どおりのものを行っているような奨励金ではないんですね、制度として。

ですから、いわゆる自治体で考えているような、そういうものを引き上げて返さない、あるいは毎年多くしていくというような、そういうことも必要なんだろうと思うんです。実質金利が下がっている、あるいは年金も下がっているという、そういう状況の中では、もう減らさないで増やしていくというのが当然ではないのかなというふうに単純に考えるんですが、そういう点はどういうふうにお考えでありますか。

それから、過誤納付金については、これは納めるほうの人がいわゆるあれすれば、過誤納付金ですから、何というんです、訂正するというふうなことになるんでしょう。全くその実績に基づいてやっているというふうには、そういうふうな実績に基づいたらば過誤納付金が出てきたと、そういうものではないでしょう。実際、もう納めてもらったものを納付するわけでしょう。だからそれでは、その実績に基づいたのということになるんですか。その辺は何というんですか、納めるほうからすればちゃんと申告に基づいて納めたわけでしょうから、それは加算金をつけてというふうなことになる、そういうふうな、ちょっと私分からないんですけれども、もう少しご説明願いたいと思うんです。

それから、3つ目のふくしま森林再生事業についてなんですけれども、何か私らが考えていたようなそういうこの補助金、国県の負担金が、負担する金が、もう11月云々、設計士さんが11月頃に今やっているにもかかわらずもう返事がないんだと、こういうふうなことが起きているというんですけれども、その辺ちょっと分からないんですけれどもね。一定の予算を編成する際にちゃんと交付金なり補助のそういう交付される要件なりが明確になっていて、それに基づいて積算をしていってやるというのが普通ではないんでしょうか。その年によって交付の期限とかそういうやり方が毎年変わっているなんていうことではないでしょう。これは城山のあの事業なんかでもいろいろありましたけれども、やっているわけですから、その辺の、何というんでしょう、国や県の交付金の確定、こういうものについてもう少し詳しく説明を願いたいと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） 教育課長、高野喜寛君。

○教育課長（高野喜寛君） 先ほどの特別支援就学奨励費につきましては、こちらのほう、先ほど答弁させていただきましたとおり、国の基準、そういったものを下げたものの実績ではなく、あくまでも人数の確定という形に伴うものになってございます。事業費の2分の1の補助になっている予算を計上しているものでございますので、今までの支給額と基準としては変わってございません。確かに、毎年多くしていく必要もあるのではないかというご意見もあるかと思えますけれども、こちらも一定の基準の中で補助をもらっていく、そういった中の制度で進めておりますので、こちらのほうは現行のままで進めていきたいというふうに考えてございます。

○議長（水野秀一君） 税務課長、我妻美幸君。

○税務課長（我妻美幸君） 還付金なんですけれども、法人町民税は予定申告と、それから確定申告とありまして、予定申告ですと6か月経過して2か月以内に申告納付、それから確定申告ですと事業年度終了から2か月以内に納付ということで、予定のときに多めに申告の見込みとして納めていたものが、確定で実際はそれほどの金額ではなかったということで、その確定申告のときにお返しするものになります。

以上です。

○議長（水野秀一君） 農政課長、生田目源寿君。

○農政課長（生田目源寿君） この森林再生事業、今後改めて県中農林事務所とは協議をいたします。今現在、先ほど来申し上げましたとおり、工事ストップしておりますが、この工事が進められるよう再度協議したいと思っております。何といいますか、補助金のやりとりなんです、ちょっと目に見えないところもあるものですから、今後協議したいと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） いわゆる就学奨励補助金のことなんですけれども、私が言っているのは、幅広く就学奨励交付金というのは国が出している、緩やかな縛りの中で。ですから、できれば町として一定の、困難なそういう状況が生まれている中で、枠を広げていくということは実際無理でしょう。先ほども私言いましたけれども、その世帯の収入が400万以下でなければならないとかどうのこうのとかと、そういう縛りはないんでしょう。そういうふうに私どもは理解しているんですけれども。ですから、極力減らさないで該当を広げていくということは、それは実際できるのではないかと、私今の今まで思っているんですけれども、そうではないんですか。

そのこと、そういう考えでは間違いなんではないでしょうかね。

○議長（水野秀一君） 教育課長、高野喜寛君。

○教育課長（高野喜寛君） こちらの特別支援就学奨励費につきましては、あくまでも特別支援学級に通っているお子さんを対象にしている事業でございます。そのほかの、例えば先ほども申し上げましたけれども、非課税世帯であったり、児童扶養手当をもらっている母子家庭であったり、そういった世帯につきましてはこちらの事業ではなく、準要保護世帯という形で事業として取り組んでおります。こちらのほうは補助をもらっていない、町のほうの事業という形になっております。こちらのほうを適用して、広くそういった困難な世帯につきましては対応しているというところでございます。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

角田勝君。

○10番（角田 勝君） それから、その過誤納付金のことなんですけれども、ちょっと私分かりづらいんですけれども、予定納税として納めておいてということなんです、これは法人税の中に何社かあったんですか、これ。何事業所か。600万もということになると……。

○議長（水野秀一君） 角田議員、3回終わっているんですが、誰に質問。

〔「今やっているんだものしょうがない」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑続けてください。

○10番（角田 勝君） 金額として大き過ぎるのではないのかなと、123万かね、

〔「123万だ」の声あり〕

○10番（角田 勝君） 123万だね。その辺はどうなんでしょうか。どういうふうにあれ、ああ、いいです。

以上です。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

木田治喜君。

○4番（木田治喜君） 1つだけお聞きします。法人事業税交付金が224万から512万9,000円、ページ数、9ページですね。倍以上交付金が多くなっています。これは当町にとってはありがたいことだとは思いますが、これ1つだけ確認というか、今後のこともあるんでちょっとお聞きしたいんですけれども、当初こういったものを、交付金を計上する場合は、町のほうで計算して計上しているんですか。それとも県から、何か内示的なものがあって、浅川町はこれだけの交付金の予定だからこれだけ計上してくださいというふうなことがあるのか。これ、どちらかちょっとお聞きしたいんですけれども。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） お答えいたします。

県のほうからは、交付税関係につきましては見込み等の資料はございますが、各種こういった譲与税関係、各種交付金関係につきましては特に情報はなく、過去の推計等あるいは制度改正等の情報を元に計上している状況でございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 4番、木田治喜君。

○4番（木田治喜君） ということは、当初の計上よりも実績としては多くなったということなんだろうが、これ多分、令和4年度の当初予算のときも私質問したかと思うんですけれども、パーセンテージ変わっていますよね。その変わったところを計算に盛り込まなかったということでもよろしいんでしょうか。多分、令和2年度までは3.4%ですね。それで令和3年度から7.7%としていますよね。それでなおかつ、今度は法人税割と従業員割が変わりますよね、令和3年度と令和4年度では。その辺はそうすると、令和4年の当初予算も若干、実績巡ってくるとまた違ったということになるんでしょうか。その辺のパーセンテージの加味というのは当初していないということでもよろしいんでしょうか。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） 3年度の当初においては、確かにご指摘のように従前の率、3.4%での計算だったのかなと思います。結果的に3年度の、今回7.7%での配分になりましたので、今回このような計上になったところでございます。

令和4年度の当初においては、そちらのほうも加味して計上したところでございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 4番、木田治喜君。

○4番（木田治喜君） 分かったんですけども、この法人税事業交付金の令和2年度から過渡期、令和3年度、令和4年度に向けての変更というのは、もう大分前から受けていますよね、このこと。変わりますよということ。そういったものを全く無視して、いわゆる従来金額が多分200万前後だから、じゃ令和3年度も200万だねという話で計上したというふうに聞こえるんですけども。7.7%と3.4%ではえらい違いなんですけれども、結局、県の母数の金額に対して3.4%を掛けて、それを従業員割で配付するのか、それとも、7.7%を掛けて各市町村に配付するのかじゃえらい違いになるし、今回、今度の令和4年度からは従業員割数が3分の2ということになりますから、そうすると浅川町なんかはちょっと不利かなという感覚、私は持っています。

3分の1と3分の2の割合になりますので、それでもちょっと令和4年では逆に今度少なくなるというふうな形になろうかと思えますんで、そういう税もそうですけれども、税は何と申しますか、いろんなところから入って、システムを改築したりなんかするんで事前に分かるんでしょうけれども、こういった計上のやつも、逆に言えば三百何十万も差があれば、その分事業が1つ行えるというふうなことになると思えますんで、しっかりとその辺は情報を得て、予算審議のときに、予算を見積もるときにある程度の計算はさせてもらわないと。これ金額が200万だからいいんですけども、じゃ例えば2,000万のやつが5,000万になりますよなんて話になるとえらい違いになってくるということもありますんで。金額の大小はあまり関係ないんでしょうけれども、その辺のところはしっかりとやっていただくようお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） 今後ともいろいろな税制改正等のそういった情報を取得しながら、今後は正確な計上に努めたいと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） 1点お伺いいたします。

歳入なんですけど、8ページ、個人町民税、あとその下の固定資産税、滞納繰越分がおのおのかなりの金額納付されております。

また、13ページの22款諸収入でも、延滞金として、町税滞納延滞金として50万円納付されております。この納付に至ったその要因を教えてください。

○議長（水野秀一君） 税務課長、我妻美幸君。

○税務課長（我妻美幸君） 個人町民税に関しましては、県の直接徴収という事業がありまして、町から依頼しまして何名か県のほうでその人に当たっていただいて、徴収をしていただいています。それで、その方の延滞

金もプラスで納付になったということになります。

それから、固定資産税のほうですが、少々お待ちください。

固定資産税につきましては、令和3年度償却資産申告後の修正申告によるものでして、修正申告による年税額の増加がございまして、50万弱ほどありました。

以上です。

○議長（水野秀一君） 答弁漏れ……。

〔「漏れているよ、かなり」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） すみません、今の最初の税務課長の説明だと、個人町民税は県の職員の方が誰かが徴収に当たってくれて、そして滞納繰越分の114万6,000円が納付された。固定資産税はどうか、ちょっと固定資産税の説明がなかったんですけれども。

あと、延滞金に関しましては、そういう絡みで50万円が納付されたということによろしいんですかね。再度、確認です。

○議長（水野秀一君） 税務課長、我妻美幸君。

○税務課長（我妻美幸君） 個人町民税はそうですね、県のほうの直接徴収という制度がございまして、そちらのほうで徴収していただきまして、なおかつ延滞金もそれに付随して増収となっております。

固定資産税につきましては、償却資産は1月31日までに申告期限がございまして、その際に過年度分の修正申告もございまして、それによる増額となりました。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） 分かりました。個人町民税はその県のほうで助けてくれて収納になったと。延滞金もなかったと。このコロナ禍で収入が少なくなっている中でこのような納付されたということ、非常にいいことだと思います。

あとやはり、こう言っちゃ何ですけれども、県の方がやってこれだけ収納が上がったよという実績、やはりその方々からどのようなノウハウを学べば、町職員の方も同じような内容でできるのかなど私は単に思ってしまうんですが、引き続き、滞納分に関しまして収納されますように願うばかりでございます。努力に対しましては本当に感謝申し上げます。

以上です。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

会田哲男君。

○3番（会田哲男君） 3点ばかりお聞きしたいと思います。

11ページ、民生費負担金のあさかわこども園負担金、104万7,000円の減額ですが、当初、909万9,000円、52名分ということで、この減額の理由を教えてください。

それと、17ページの6款2項2目の危険木伐採委託料、当初予算80万に対して75万の減額、5万しか使われないという形なんですけど、こんなに少ない、使わなかった、やるところがなかったのか、それをお聞きしたい

と思います。

あと、18ページの8款5項2目14節の工事請負費、これ当初では80戸の光回線、あと住宅火災報知器で1,523万9,000円ということでしたが、今回273万7,000円の減額、この説明をお教え願いたいと思います。

それと、23ページなんですけど、イの会計年度任用職員、これ結果的に3年度は何人雇用したのか、それもお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） 教育課長、高野喜寛君。

○教育課長（高野喜寛君） お答えいたします。

あさかわ子ども園負担金につきましては、負担金をいただく階層区分がそれぞれありますが、当初、Cの4の階層区分ということで1万6,000円の負担金という形でいただく予定が30人という形で見込んでおりましたけれども、平均実績で24人ほどになりまして、これで110万ほど減額になっておりますので、そちらのC4区分の階層区分、こちらのほうの人数の減によるものが主な内容となっております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 農政課長、生田目源寿君。

○農政課長（生田目源寿君） お答えいたします。

2点目、17ページの下の方、一番下、危険木伐採委託料△の75万、こちらにつきましては、令和3年度、対象となる危険木の伐採はなかったので減額ということです。倒木があった際には、こちらの予算で対応しております。令和3年度につきましてはありませんでした。

以上です。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目聡君） 18ページの8款5項住宅費、2目定住促進住宅管理費における工事請負費の減の内容でございます。

こちら、定住促進住宅管理費は箕輪団地の管理費になります。273万7,000円の減額の内容ですが、箕輪団地の住宅内の住宅用火災警報器の更新のために計上した予算でございました。こちらにつきましては、いろいろと、箕輪団地におきまして、令和3年度中に光回線関係の工事等ありまして、住宅にお住まいの方に個別に日程調整しながら、部屋の中も改造してもらったりとか、そういったこともあり、時期がダブってしまいまして、入居されている方にちょっと負担をかけるということで、令和4年度に実施するために減額したいということで計上したものでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） 会計年度任用職員の3年度の数でございますが、令和3年10月1日時点でございますが、フルタイムが34名、それからパートタイムが代替の方も含めると50名となっております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 3番、会田哲男君。

○3番（会田哲男君） この危険木伐採、17ページ。これ、私はちょっと歩いていると結構あるように感じたん

ですが、令和3年度ですね。広域農道関係だとかいいますと、切らなくてもいいという判断したわけですか。それでなかったら、5万円分ぐらいしか使うところがなかったというような結果ですか。

それと、今の会計年度任用職員なんですけれども、これトータルが、フルが34でパートが50人ということは84名。これ、人数的には前年度と比べると、どうなのか、お教えりたいと思います。

○議長（水野秀一君） 農政課長、生田目源寿君。

○農政課長（生田目源寿君） お答えいたします。

私の答弁、すみません、不慣れで詳細を答弁しておりませんでした。実は、この予算なんですが、農道に倒れた木は農政課の予算で処分します。町道に倒れた木は建設水道課で処分いたしますので、どっちにしる町では対応するんですが、予算がそのようになっていることですので、危険木がなかったわけでは……。すみません、うちのほうはたまたま今回は、3年度はなかったということです。

以上です。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） お答えいたします。

正確な資料ちょっとないのですが、ほぼ変わりはないものでないかと思います。若干、当初予算の計上ですと、フルについては36名を計上しているところでございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

○3番（会田哲男君） 分かりました。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第3、承認第4号 専決処分の報告及びその承認について（令和3年度浅川町一般会計補正予算（第12号））を起立によって採決します。

お諮りします。本件は承認することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、承認第4号は承認することに決定しました。

◎承認第5号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 次に、日程第3、承認第5号 専決処分の報告及びその承認について（令和3年度浅川

町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）を議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第3、承認第5号 専決処分の報告及びその承認について（令和3年度浅川町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号））を起立によって採決します。

お諮りします。本件は承認することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、承認第5号は承認することに決定しました。

◎承認第6号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第4、承認第6号 専決処分の報告及びその承認について（令和4年度浅川町一般会計補正予算（第1号））を議題とします。

これから質疑を行います。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） いくつか伺いたいと思うんですけども、1点目は、準半壊とか一部損壊というふうに判断する機関、これはどなたが判断するのか一つ伺いたい。

それともう一つ、浅川町では準半壊が1世帯、それから一部損壊が15世帯ということで予算計上したという説明だったんですけども、これはもう該当するというふうに認められた方なんですか。伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 税務課長、我妻美幸君。

○税務課長（我妻美幸君） 罹災証明の発行につきましては、税務課のほうで申請を受け付けまして、それで準半壊、一部損壊というふうに判断しております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目聡君） お答えいたします。

災害救助法に基づく住宅の応急修理、準半壊でございますけれども、こちらは今ほど税務課長から答弁があったとおり、税務課のほうで罹災証明書を発行した準半壊という程度の被害があったということでございまして、こちらのうち、補助というか生活に必要な最小限度の部分ということで、こちらにつきましては申請があって、そのうち内容が該当するかどうかというものを判断するところになります。

それから、一部損壊ですけれども、こちらは15件と見込んでおります。税務課のほうで罹災証明書の発行済みの件数が一部損壊で32世帯ほどありまして、そのうち、該当すると思われるといいますか、あくまで件数のうちにこの程度が申請があって該当になるであろうという15世帯というものを計上したところでございます。こちら、実際に修理をしないと該当しないというような要件、それから生活に必要な最小限度の部分という細かい決まりもございますので、15世帯が特定されて全て該当になるというところではございません。

また、前回地震で、令和3年2月13日にもありましたけれども、そちらのときには罹災証明書、14件の発行実績がありまして、実際に該当になった、申請して実績があったのは5世帯という状況でございました。

以上です。

○議長（水野秀一君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） そうすると、この準半壊に該当するあるいは一部損壊に該当するというのは、役場の職員の方が現地を見たり、あるいはその修理をされた業者の方の、なんか結果を踏まえて判断されるということなんですか。

それから、準半壊も一部損壊も確定するのはこれからだという理解でよろしいですか。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目聡君） まず、罹災証明書発行時の確認につきましては、こちら税務課のほうで行っているところでございます。

それから、補助に関連することにつきましては、申請があったもののうち、申請処理の中で写真とそれから見積書等ございます。不明な場合には現地調査させていただく場合もございます。それに伴って該当するかどうかという判断をしているところでございます。

以上です。

○9番（上野信直君） 分かりました。

○議長（水野秀一君） いいですか。

○9番（上野信直君） 私はいいです。

○議長（水野秀一君） 3番、会田哲男君。

○3番（会田哲男君） この住宅修理支援事業、これは修理で、取り壊すというのは該当はしないんですか。

あと、これから申請というか、その罹災証明書やっても間に合うような状況はあるんでしょうか。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目聡君） お答えいたします。

取壊しについてなんですが、取壊しに関しましては今回の一部損壊では該当にはなりません。こちらは修理することが前提です。

それから、今回、浅川町は災害救助法の適用を、県内全域に受けたわけでございます。それで、もっと大規模な、半壊以上とかそういったものになってきますとまた別の制度で、災害救助法に基づくものでは取壊し費用が出るといったものもあったというふうに記憶しております。

それから、一部損壊の受付期間なんですけど、申請期間が5月11日から、今のところ終わりの期間を定めておりません。当面の間というふうになってございますので、まだ申請のほうは間に合うと思います。罹災証明書

発行されている方というのがまずありますので、まずそちらのほうを先に発行していただくというところから始まると思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第4、承認第6号 専決処分の報告及びその承認について（令和4年度浅川町一般会計補正予算（第1号））を起立によって採決します。

お諮りします。本件は承認することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、承認第6号は承認することに決定しました。

◎議案第26号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第5、議案第26号 浅川町議会議員及び浅川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

2番、兼子長一君。

○2番（兼子長一君） 第4条のところなんですけれども、総務課資料でいただいた、この選挙運動用自動車の契約の関係なんですけど、これですと区分がAとBがありまして、そのところのBのほう、一般運送契約以外の契約ということで、ここでは自動車の借入れ、それから燃料の供給、運転手の雇用ということになっておりますが、これは、この契約方法は、自動車の借入れと燃料の供給と運転手の雇用、これがセット、一括といいましょうか、それでやるべきなんですか。それとも、車だけを借入れするあるいは燃料だけの契約、あるいは車は自己所有車を使って運転手だけ雇用したい、そういう契約もできるのでしょうか。その辺の説明をお願いします。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） お答えいたします。

いわゆる一般運送契約というのが、包括的な契約になっておりまして、自動車の利用から燃料、運転手つきのものについて、いわゆるそれが一般運送契約、ハイヤー方式と言われているようでございまして、それがこの表で言うAの方法。

それから、Bについてはそうではなくて、借入れ、いわゆるレンタカーで借りるもの、それからそのレンタカーに入れる燃料費、個別の運転手の雇用をおのおの個別に契約する方式がBの一般運送契約以外の契約、個別契約方式となっており、その個別契約方式のうちでは自動車の借入れと燃料費の供給、運転手の雇用が公費負担の該当になっているところがございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 2番、兼子長一君。

○2番（兼子長一君） そうしますと、個別にレンタカーの借入れは、そういう業者から借入れするときは契約をします。それから、燃料の供給については、例えばガソリンスタンド、そういったところと契約になるんですかね。

それから、運転手の雇用については、また別個に運転手さんお願いしたいということでまた契約書を交わすと。そうすると、要するに3種類の契約書が必要ということになるのでしょうか。

それから、例えば車については、立候補する本人の所有車だとして、例えば知り合い、知人、友人、親族、そういう方からの借入れは契約書があれば可能なのでしょうか。その辺のところを再度お聞きいたします。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） ちょっと手元に、資料ございませんが、いろいろな制限はあるようでございまして、ある理由等が、そういう縁故関係者につきましては、何らかの書類等があったときには可能だったと思います。すみません、うまく答えられなくて。

以上でございます。

○議長（水野秀一君） 兼子長一君。

○2番（兼子長一君） そうしますと、こういう公費負担の条例があって規則があって、あとこの条例提案されたときに、今後選挙管理委員会で詳細については定めますということでした。その後、選挙管理委員会においては、そういう、今私が聞いたような詳細な運用規定というんですか、そういったものはもう既に定めてあるのでしょうか。その辺、ちょっとお聞きします。

それから、この公費負担については、立候補者がこれはいいですと、全部自己負担で選挙カーの手配から運転手の雇用、燃料、ポスター、チラシ、全て自己の費用でやりますよというものについては、これはそういう選択制といいたいでしょうか、必ずしもこの公費負担お願いしますということでもなくて、その候補者の考えで、私は全部自己負担でやりますということも可能なのでしょうか。その辺、もう一度お聞きします。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） 公費負担につきましては、申請によるものと理解しておりますので、自己負担で行うというところは、それはそれで問題ないものと理解してございます。

以上です。

○2番（兼子長一君） 選挙管理委員会として細かな規定を設けるということは。

○総務課長（岡部 真君） お答えいたします。

選挙管理委員会のほうにおいて、規定を定めてございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

上野信直君。

○9番（上野信直君） 1点目ですが、今回の法律の施行令の改正された理由はどのように理解されているか、伺いたいと思います。1点目。

それから2点目です。恐らくこれ、いろいろ今物価が上がって大変だから、それに相応して公費負担を見直すということかなというふうに思うんですけども、そうすると、町民の皆さんからすると、自分たちのところの関係するやつはさっさと上げてどうなんだという声は私が出てくるのかなというふうに思うんですけども、その点について町長はどのようにお考えになりますか。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） 提案理由でも申し上げましたが、今年度に入りまして4月6日に国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律において、今回の選挙運動用の自動車、それからビラの作成、ポスター等の作成費用について改正があったことから、国に準じて改正するものでございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 上野信直君。

○9番（上野信直君） それは分かるんですよ。私が聞いているのは、何でそういう改正がなされたというふうに思うんですかということなんです。多分、いろいろ物が上がっているから、大変だからということなんじゃないかなというふうに思うんですけども、そうだとしたら、町民の皆さんからすると、町長選挙とか議員選挙とか、町長とか議員に関するものはさっさと上げてどうなんですかという声が出てこないとも限らないというふうに思うんですが、その点、町長はどのようにお考えになっていますかということなんです。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 恐らく、国は議員になり手がいないということ、私はそう思って認識しております。

それと、これ確かに、町民から恐らく不満は来ると思っております。どっちにしても、なるべく町民の税金を使わないような選挙をしていけば、少しは納得できるかなとは思っております。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

上野信直君。

○9番（上野信直君） まず1点目ですが、総務課長、私の理解でよろしいですかね。いろいろ上がっているから、今回法とかそういう施行令が改正になったと、それでいいですか。それ1点確認したい。

それから、町長がおっしゃるように、もしかすると不満が出てくるかもしれない。そうならないような、やはり町民に対する対応を私はしっかりしていただきたいというのが、この質問の主眼なんです。確かに、7,000円の商品券を全世帯に配布するとか、あるいは学校給食費の補助を、食材の値上げ分を町が補助するとか対応はしています。でも、それに限らず、いろいろと細かく目配りをしていただいて、町民の暮らしを助けるために精いっぱい努力をしていくという姿勢を私は示していただきたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） 今回の単価の引上げにつきましては、今般の物価の高騰によるものと理解してござ

います。

以上です。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 9番議員の言う、そのとおりだと思っております。本当に小さなことでも、何でもそう
ありますが、町民に目の届くような政策あるいはお金の使い方を今後もしていきたいと思っております。

○議長（水野秀一君） ほかにありませんか。

8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） 1点お伺いいたします。2番目の選挙運動用ビラの作成についてなんですが、町長選挙
では5,000枚を認めております。議会議員選挙では3分の1弱の1,600枚となっております。これはもし、何か
規定があつてこういうふうなのか、まず1点目、お伺いいたします。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） お答えいたします。

公職選挙法の中に、町村議会議員選挙におけるビラの規定がございまして、頒布の上限枚数が1,600枚と規
定されているところでございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） そうなると、町長選挙に当たっては上限枚数が5,000枚と設定されているということで
解釈してよろしいのでしょうか。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） そのように理解してございます。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

○8番（須藤浩二君） はい。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第5、議案第26号 浅川町議会議員及び浅川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する
条例の一部を改正する条例についてを起立によって採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

ここで10時50分まで休憩といたします。

休議 午前10時39分

再開 午前10時50分

○議長（水野秀一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第27号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第6、議案第27号 浅川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

上野信直君。

○9番（上野信直君） 5点ほど伺いたいと思います。専ら、この資料について伺いたいんですけども、資料の2ページに、国保事業納付金の次のところで、説明で4行目から「各市町村の納付金の金額は、被保険者数と所得のシェアにより決まり、納付金を納付するために必要な保険税総額と保険税率が県から示されます」というふうになっているんですけども、これからすると、医療費が減ってもその分については国保税の課税上は考慮されないということなんですか。納付金の金額は被保険者数と所得、これによって決まるんだということで、町民が一生懸命健康づくりに努力をして、医者にかからないようにして医療費を減らしても、それは国保税には反映されないということになるんですか。それを1点目として伺います。

それから、資料の5ページに基金の残高が示されております。あと2回、1,100万円クラスの減税分に使えば、取り崩しをすればほとんどなくなるということなんですけれども、今年、1,100万円基金から取り崩して減税分に回しました。これ、単純に1,100万円を世帯数で割って1世帯当たり1万3,000円、人数で割って1人当たり8,500円、この1,100万円の投入で減税になったと、こういうふうに理解してよろしいですか。

それから3点目として、資料の8ページで収納率を93%として見ているということでもあります。100%で見ちゃうと滞納があった場合収入が入ってこないの、足りなくなるということで93%しか入ってこないというふうに見て予算を組んだということなんですけれども、決算を見ると令和2年度は93.何%、94%近くの収納率になっております。それに過年度分も入りますので、94%で計算してもいいんじゃないかなというふうに思うんですけども、その辺についてはどのようにお考えなのか伺います。

それから、これとは別に、税務課資料のほうに均等割で未就学児に5割というふうになっていて、5割の均等割の減額ですね。それで、対象者は11人だということでもあります。であれば、成年になるまでの間、子供の均等割をこれ全部、全てこれ、なしにしても大した金額にならない思うんですけども、町長、どうですかね。子供の均等割、子供がいるために国保税が重くなるという状況があるわけですが、今。だから子育てしている人

たちにとってはそれが重荷になっているわけなんですけれども、その分は町で出して、そして子供の均等割は全くなくすということについてお考えを伺いたいと思います。

それから、この資料の一番最後、これが一番ちょっと私は疑問なんです、一番最後37ページですね。この算定の年度別の対比表というのがあって、今年度、世帯割で去年よりも所得割が0.17%上がります。均等割が100円上がります。平等割は300円下がります。そういう状況で何で1世帯当たり3,342円の減税になるのかと。この辺がよく理解できないので、後期高齢のほうも若干そういうニュアンスがあるんですけども、この辺についてご説明をいただきたいと思います。

○議長（水野秀一君） 江田文男君。

○町長（江田文男君） ちょっと1点だけ。すみません。

4番の、子供の均等割はなくすということをお尋ねありましたので、これは今すぐ、じゃやりますとか来年度からやるんですとか、そういうことはまずは言うことはできませんので、今後、担当課といろんな、周りのことを調べながら検討はしていきたいと思います。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） じゃ、私のほうから4点だと思ったので説明させていただきます。

まず、介護納付金のページの被保険者数と所得のシェアにより決まるという部分ですけども、実際、納付金の算定時には各市町村の医療費指数というものが掛けられまして、それによって納付金が決まります。現在、浅川町の医療指数、1.1が最大ということなんですけれども今0.9というところで、そういう医療費指数を掛けて納付金が、現在は、その統一までは算定されているという流れになっております。

あと2点目ですけども、基金の考え方、今年度1,100万円基金投入しましたが、単純に考えると議員さんのお答えどおり、1,100万円を単純に割ってもらえればそのような考えでいいと思います。

3点目の収納率を93%と見たという部分ですけども、確かに前年度の実績だと94%近い収納率がございましたが、平均値といいますか安全パイといいますか、そういうところで93と見込んだところです。

あと、最後の資料の37ページの部分、若干減額という部分がおかしいのではないかとこのところですけども、こちらは被保険者の中に7割軽減、5割軽減、2割軽減とありまして、6割近い被保険者は何らかの減額を受けております。それを平らにならしてしまうとこういう結果に、マイナスになるということでご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） まず1点目、医療費支出に関しては、指数という形で納付金に反映されると、こういうことで、医療費の支出が減れば減るほど町の納付金は下がって国保税は安くなると、こういう理解でよろしいですね。

5点目が、こういう決定税率であっても軽減世帯があるので、これが6割近くを占めるので、全体としては減税という形になるということで、これは去年よりも決定税率が恐らく上がっていると思うんですけども、上がっていてもなおかつ下がるというのは、軽減世帯が増えているという理解でよろしいんですか。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） そうですね、単純に考えるとそういう理解でよろしいかと思えます。

以上です。

○9番（上野信直君） 分かりました。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第6、議案第27号 浅川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを起立によって採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

◎議案第28号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第7、議案第28号 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第7、議案第28号 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例についてを起立によって採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

◎議案第29号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第8、議案第29号 浅川町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第8、議案第29号 浅川町介護保険条例の一部を改正する条例についてを起立によって採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

◎議案第30号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第9、議案第30号 令和4年度浅川町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） いろいろありますけれども、3つほどお伺いします。

1つは、防犯カメラを設置するというのが何か所かあります。その防犯カメラ、反対ではありませんが、いわゆるその後の管理、そういうものをどういうふうにするか。特に、プライバシーを守るという、そういう観点からはどうなのか。例えば、一定の期間過ぎれば消却するとか、消却というか消すというんですか、その辺はちょっと分かりませんが、そういうプライバシーを守るという点でどういう配慮がなされているのかということでもあります。管理も、その後どういう経費なんかもかかるのかをお伺いしたいと思います。

2つ目では、いわゆる農業者への、11ページ、振興費ということで農業者燃油及び肥料価格高騰対策給付金ということで1,022万5,000円が計上されております。提案理由の説明の中で、こういう新しい1,000万を超えることについても何も説明なかったものですから、どういうふうに、まさにこの高騰対策に対する給付金なんだけれども、どのような内容のものなのかお伺いしたいと思います。該当者あるいは金額、あるいはその狙いとか、その点についてであります。

もう一つは、ここにいろいろありますけれども、総括してお尋ねしたいんですけれども、今問題になって、とりわけ町としても、道路維持の人夫を増やすというような対応をしたり、いろいろ頑張っているんですけれども、町道の草刈りが、その隣接する地権者の負担が非常に増えています。とりわけ農地、水田、畑等の、とりわけ水田、この道路ののりが3メートルも4メートルもかなり長くて傾斜があると。こういう大きな土手を、隣接している農業者が、耕作者が今のところはほとんど刈っています。町が刈るのはガードレールのくいの辺りまでですね、刈っても。これが農業者のいわゆる高齢化に伴って、非常に大変な苦勞であります。負担であります。その土地そのものは町の土地なんですから、町が責任を負わなくちゃならないですよ、基本的には。

ただ、町道も非常にその面積、長さ、そういうものも膨大になりますので、町の補修員を増やしても、この要望に応えるという流れにはなかなか大変だと思うんです。でも、やっぱり一定の基準をつくるなりして、一番下のほう、例えば、道路敷きののりの下の田んぼの水面から若干は農家の人が、稲の支障もあるから刈ると思うんですね。あとほとんどは本当に奉仕的なものですよ。だから、その辺をやっぱり十分検討して、これから対応しないと。今までのように畜産が主な産業の一つとしてあった頃は、草も貴重な餌だったんですけれども、時代の推移を考えて、その辺のことをどういうふうに考えているのか。

そこで、地権者の一人から素朴な意見が出されました。県は河川敷に、何というんですか、正式な名前私分らないんですけれども、合成樹脂の幕をずっと張って、そして止めている。こういうことなんか経費としては非常にかかるかもしれないんだけど、耐用年数なんか私も分かりませんが、5年や6年もつとすれば、そういう大きなのりのある、あるいは危険な傾斜のある、そういうところについては考えていく必要があるのではないかというふうに思うんですが、これは地権者の方から言われて、ああ全くそのとおりだということで、ぜひ今度の議会では話せよということだったので、ぜひ、この正式な名前分かりませんが、被覆するそういうカバーを考える必要があるんじゃないかと。計画的にですね。

以上、お伺いします。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） まず1点目の防犯カメラ関係につきましてお答えいたします。

現在のところ、その防犯カメラの運用あるいはガイドライン的なものにつきましては、現在まだそういったものを定めておりませんが、他団体等をいろいろ調べながら、今後の運用については万全を期してまいりたいと思います。

また、今回の防犯カメラ導入後の、その後の維持管理費用につきましては、買取りでございますので今のところないものと理解しております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 農政課長、生田目源寿君。

○農政課長（生田目源寿君） お答えいたします。2点目の答弁となります。

予算書の11ページの一番下になります。予算書の11ページの一番下です。農業者燃油及び肥料価格高騰対策給付金1,022万5,000円の内訳をご説明申し上げます。

こちらにつきましては、さきにお渡ししてあります今回の議会の資料の中で総務課資料1とあります。それは何かといいますと臨時創生交付金の内訳です。一覧表になったものです。その中段にもあるんですが、今回、

農家さんを対象に、ご存じのとおり、燃料にしろ肥料代にしろ大変な高騰をしております。それで、総務課から各課に指示がございまして、各課でコロナ交付金についてどのような使い方をするか考えてくれということで、農政課としましては、今回農家さんを対象にこのような対策の給付金を交付しようではないかということで予算計上させていただきました。

内訳を申しますと、まず農家さんは約500人ほどいるかと思われまして。これ細目書とか農業所得で申告している方とか把握しているところなんです、約500人ほど農家やられている方いらっしゃると思います。うち認定農業者の方もいらっしゃいます。町に経営計画書を提出しまして、町から認定を受けている認定農業者。あと一般の農家さんいらっしゃいます。今回、給付金につきましては、この今言いました認定農業者と一般の農業者の方は区分けをしまして、認定農業者の方には一律5万円、一般農家さんには一律2万円を給付したいと考えております。

認定農業者さんは約40人ほどいらっしゃいます。これ、今回なぜこのようにすみ分けしたかといいますと、私も4月から農政課長になりまして、いろいろ専門農家さんとお話をしております。よく聞くのは、認定農業者になっているんだけど、そのメリットは何なのかなということを改めて聞く方、多々いらっしゃいました。やはり、専門農家でやられている方が認定農業者になっております。この秋肥、秋の肥料、これに向けて値段が1.5倍ぐらい、それ以上にも上がっているケースも見受けられます。国においても県においても、今、交付金等検討している矢先ですが、町としましてもこのようなことでコロナ交付金を利活用しまして、今回、今述べたとおり認定農業者には5万、一般農業者には2万、今年度受付をしたいと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目聡君） 3点目につきましてお答えいたします。

おただしのありました道路維持関連でございます。水田に面した大きな土手、町の町有地、いわゆる町道敷きののり面につきましても、水田の地権者の方が今現在刈っていただいているというところであると思っております。こちらにつきましても、田んぼの所有者の方の好意によりまして町道部分まできれいにさせていただいているということもございまして、これにつきましては大変感謝しているところでございます。

また、道路作業員のほうで行う町道の草刈りの作業につきましても、かなりの町道の路線数を抱えておりまして、今年度より作業員2名を増員して対応しているところではございますが、なかなか町道の全てを作業員さん、もしくは委託業務等を発注して建設業者等に草刈りをお願いするということもなかなか難しい状況ではあると思っております。

ただ、おただしのとおり、町のほうにも高齢化等、それから農業者の方の減少とかに伴いまして、今までやっていたんだけどなかなか容易でないというようなお話を聞くこともございます。こちらの件につきましては、ちょっとそういった相談があったところにつきましては、やはりできる限りの対応はしていきたいなというふうには考えてございます。

道路に関しましては、道路の交通に支障があるところを優先に、道路の脇のほうを中心に刈っているところでございます。大きな土手につきましては、やはり農業者のほうで水路敷きを刈って、ちょっとのりの長いところが残ってしまうと。町としては、その辺は支障ないんじゃないかと思っておりますけれども、農業者から見れば

やっぱりきれいにしたい、それから病害虫防止のためにきれいにしたいという思いがあると思います。なるべくそのような形で実施したいとは思いますが、おただしありました河川敷の防草シート、こちらにつきましても大変いい一つの解決策ではないかというふうには思っております。お話ありましたとおり、耐用年数がどうなんだと、それから管理はどうなんだとか、いろいろ問題はありますけれども、県のほうで河川敷のほう実施しておりますので、そういった状況も見ながら。

町道のほうも一部交差点関係で見通しが、草刈りが若干遅れたときに見通しが悪くなったりすると危険だということで防草シートのほうも若干施工しております。今後、そういった防草シートも含めまして、それから作業員さんのほうで、例えば効率のよい草刈り機械とか、モアという機械だったりとかそういうもので対応できないかとか。

それからまた、草刈り機に関しては技術的な進歩がありまして、ラジコンの草刈り機なんかも出てきたりしておりますので、そういったことも考えながら、なるべく地域住民の方の声に答えられるような形で検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 防犯カメラの、そういうこれからどういうふうにしていくかというガイドラインも決めていないと、私ちょっとがくつとしたんですけれども。やっぱり、もう防犯カメラは、都会なんかは本当に一般化されておまして、多くのカメラが設置されていると思うんです。

ですから、これはそれなりに運用の在り方、そういうガイドラインというか、そういう基準がもうあると思うんです、そのやっているところではね。それも調べないで、どんどんという言い方も悪いんですけども、増やしていくというのは、私ちょっとその辺が解せないんですけども。総務課長の答弁では、今後ほかの自治体等も検討しながらガイドライン、これはプライバシーを守っていくという、そういうことなんかも含めて検討してガイドラインをつくっていききたいと、こういうふうなことなんですけれども、私は、物事はやっぱり起きてしまってからではいろいろ大変なんです。だから、ガイドラインをやっぱりきちんと決めて、それから本格的に防犯カメラをかけていくということが必要だと思うんです。

例えば、これはそんなことはないでしょうけれども、防犯カメラに映った人、例えば個人が何かのあれで映ってしまったやつを、一定の期間なりそういうもの、何か消すようなそういうことをしなかったら大変なことになると思うんです。ですから、やっぱりそういうガイドラインを早急につくって設置してほしいなと思うんですが、その点お伺いしたいと思います。

それから、農業者の給付金については、説明がありまして分かりました。ただ、認定農家と一般農家が相当な差があるということで、何かこれは家族農業を守るという点も含めて、一律に農業者に給付するのかなというふうに思っていたんですが、そうではないということで。これはいろいろ認定農家、これから町の農業を担っていく、そういう方に重きを置いたということで、絶対反対ではありませんけれども、ちょっと差が大きいなど、こういうふう思うんですが、その点、どういうふうにお考えなのかなというふうに思います。やっぱり、国連は、大規模農家だけが優先すべきそういうものではないんだと。世界的に見ても家族農業を守

ることが世界的な食糧難を解決していく道なんだということ、家族農業というふうにやっぱり位置づけているんですね、国連は。ですから、そういうことも含めて今後の施策にはいろいろ検討を願いたいなというふうに思います。

これは、給付の、もうこれ今日承認されれば、具体的にいつ頃どういうふうな方法で、例えば申請式なのか、あるいは町で登録している農業収入がある、申告したそういう人たちも町はつかんでいるわけですから、そういう方々に案内を出して内容をやってということで、いつ頃までにどのようになされるのか、その辺の日程状況もお知らせいただきたいと思います。

3つ目の町道の草刈り、今、防草シートというふうに課長から聞きまして、課長の答弁どおりだと思うんです。町としてもできるだけそういう声に答えていかなきゃならないという、そういう時代の趨勢ですから。

そこで、ちょっと分からなかったんですけども、今、傾斜地でも刈れる機械がありますよね。浅川町の補修員の方々は、こういう機械を町が買って、そしてそれを利用はしていないんですか。この、平らなところは本当に誰でも刈れるんですけども、斜めの急傾斜とかそういうのは機械も別で、一定の年齢も必要になって、あんまり年になりますと危険だと。

私はその傾斜の草刈りの機械を買おうとしたら、農機具屋さんからいさめられたというかね。本当に親切に、年齢も年齢だからこの傾斜のやつは買わないで、どうしてもやる場合にはシルバーさんとか手伝いを受けるとか何かでやったほうがいいですよ。年取つてると足元があれで、転げ落ちてけがしたり何かあったら大変ですから買わないほうがいいですよということで、農機具屋さんからいさめられました。これ、やっぱり商売であつても本当にその人の状況を考えて言ってくれてありがたいなと思って、私は平らな草刈り機械しか買わなかったんですけども、課長が答弁されたように、今後そういう機械なんかもないとなれば買って、ぜひ検討を願いたいと思うんでありますが。

やっぱり、そのためには計画的にやらなければならない……、

○議長（水野秀一君） 角田議員、長くなっておりますので簡便にお願いします。

○10番（角田 勝君） ですからそういうふうに、高さがどのぐらいでどういう場所とかでこう、きちんとやっぱりある意味では調査をする必要があると思うんでありますが、お伺いします。

以上です。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） 防犯カメラの利用に関する運用規定やガイドライン等、できるだけ早く定めていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 農政課長、生田目源寿君。

○農政課長（生田目源寿君） お答えいたします。

この燃油肥料価格高騰対策給付金なんですが、こちら先ほども申し上げましたが、総務課から指示がありまして、町全体としてどのような対応をしたらいいかということで農政課内でも大変議論はいたしました。

今回、農家さんの中でも認定農業者の方と一般農家の方は区分けはしたほうがいいなと、私的にも実は思っていました。なぜかといいますと、令和2年度のときに、これ町はノータッチだったんですが、農林水産省か

らコロナ関係の補助金がありました、経営継続補助金。これ何かと言いましたら、マックス150万の補助が出まして、農業用機械の補助だったんですね。これは、農政局と農家さんが直接やり取りだったんですが、町の方も30人ほど決定にはなりました、全国の中でも。るる話聞いたんですが、中には兼業農家の人が採用になって認定農業者の人が外れたということがあったんですね。そのときには2回ほどエントリーがあったものですから、その1回目のエントリーで専業農家の人イコール認定農業者だと思わすけれども、その人たちが落とされて兼業農家の方が採用になったということを多々聞いたんです。

あと、先ほども言いましたが、その認定農業者の方、認定農業者になってくれとか、その当時農政課から言われたり、あと自分の意志で、資金とか借りるメリットとかもございますから、それでなったのはなったんですが、じゃ、なってから今になって、どういうときに認定農業者がメリットがあるのかというときに、私思ったのは、今回このコロナ交付金、農政課の配分でいいましたら1,000万なんですね。その1,000万をうまく使うにはどのようなことを議論したかといいますと、結果的にはこうなりました。認定農業者には5万、一般農家さんには2万。

確かに、賛否両論あるかもしれないんですが、耕作面積からいきましたら専業農家の方は何ヘクタールも作付しております。一般農家さん、兼業の方は大体アベレージ1ヘクタール程度かなと思っています。単純に勘案しましてそのようなことでこのような金額にさせていただいております。

なお、これは種もみ補助と同じく申請主義で行いたいと思っております。受付期間は今年いっぱいを予定しております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目聡君） お答えいたします。

傾斜地の草刈りに関しましては、町のほうでも今後、効率化を図りまして、なるべく長い距離とか多く草刈りできるように町のほうでは予算措置をして、そういった機械化等も進めていきたいと思っております。

それから、傾斜地における実態に関しましては、そういった個人に多く負担をかけているような傾斜地があるかどうかにつきましては、ちょっと実態のほうの把握に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

1番、菅野朝興君。

○1番（菅野朝興君） 6月補正予算の中に、コロナ対応の国からの特別給付金ということで様々に予算が振り分けられております。低所得者の子育て世帯や住民税非課税世帯への給付金があり、これはコロナ禍の長期化の中で非常に助けとなる予算かと思っております。

さらに、町の独自の政策として町民1人当たり7,000円の商品券の配布、これはすばらしい政策かと思っております。ですが、2年半に及ぶコロナ自粛による弊害を考えますと、限定的な限られた方たちへの補償になっているかと思っております。幅広い方々への手厚い支援が予算の中に入っていないのはおかしいのではないのでしょうかということでございます。

そして、予算が足りないのであれば、町から政府のほうに手厚い保障を求めるべきではないかと思われま

が、お伺いいたします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 満遍なくコロナ交付金は使っているつもりであります。それで、今回7,000円は、町民一人一人にこれは配布されるものですから、私は町民にとって喜ばしいと思っております。ただ、その金額は7,000円でいいのかということではありますが、今回来た4,600万、それを人口割いたしましたところ7,000円ありますので、これ本当に満遍なく配ったつもりであります。

なお、今後そういう様々なことがあれば、当然町として、コロナ関係は県あるいは国に申し入れていきたいと思っております。

○議長（水野秀一君） 1番、菅野朝興君。

○1番（菅野朝興君） 前向きな回答をいただきましたので、ぜひ、国・県ということで声をかけてやっていただければと思います。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

6番、渡辺幸雄君。

○6番（渡辺幸雄君） 総務課資料の1の中で、8款2項1目の中で道路維持費、道路作業員の作業室整備で150万、これ上げているんですけれども、実際、今建物3つ建っていますよね。これはどこに建てるんですかね。

あと、そのほかなんですけれども、今、作業員の仕事の形態でパートが2人いますよね。その中で同じ作業をやっていて片方が4時までということなんで、その間、4時前に上がって片方が作業を続けるという形態なんですけれども、これで作業は前に進むんですかね。2人増えたとしてもそんなに変わらないんじゃないんですかね。答弁お願いします。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目聡君） お答えいたします。

8款2項1目道路維持費の道路維持作業員室整備事業150万円。こちらにつきましては、今現在おただしのとおり、作業員は今年度から2名増員し、フルタイム3名それからパートタイム2名という体制で今年度から道路維持作業業務を行っているところでございます。

どこにこの部屋を建てるのかというところでございますけれども、今現在3つの部屋があります。1つは作業員さんが使う機械を保管しているところ、それからもう一つ水防倉庫というところで、こちらにも関連する水防資材、それから作業員の機械が入っております。そしてもう一つの部屋に休憩室ということで、朝夕それからお昼、食事を取ったりするような部屋でございます。こちら、現在ついているものが2坪程度のちょっと狭い部屋になってございまして、こちらの中でお昼など、狭い中で5名入っているというところでございます。これを改善すべく、3坪程度の作業員の休憩室を設けるというところでございます。

今現在2坪のところ新しいもの、3坪程度のものを設置する予定でございます。そして今使っているものにつきましては、ちょっと役場の裏のほうに移動しまして、恐らくウェブ会議だとか、そういった会議室の形態として利用する予定であると聞いております。

それから、まず勤務時間に関するところでございますけれども、作業員さん、フルタイム職員につきましては

8時30分から17時15分までとなっております。それから、パートタイム2名ですけれども、8時30分から16時30分までとなっております。作業の時間の目安として、作業員さんのほうに指示している時間につきましては、パートタイムにつきましては帰りの時間、おおむね4時から4時15分までに帰ってきていただきたい、そして残りの時間につきましては機械の整理やら作業日報の整理、それから部屋の、機械置き場の片づけとか機械の清掃とか、そういったものを行っていただくと。

それから、フルタイムにつきましてはおおむね16時30分から16時40分までの間に帰ってきていただきたいというふうにさせていただきます。フルタイムにつきましては、16時30分から16時45分という設定につきましては、季節的なものも若干ありますので変動すると思います。日が短いときなんかだと4時から4時半だったらもう真っ暗ということもございますので、そういった季節の状況に合わせて帰ってくる時間の変更もしております。

また、夕方の時間になりますと、道路上の作業になりますので、あまり遅い時間まで作業していると、作業員自体の安全もそうなんですけれども、付近で、会社に帰ってくる時間だったりだとか、それから送り迎えの時間だったりだとか、逆に作業していることが、何でそんな時間に作業しているんですかと、薄暗い中ということもありますので、このような形で設定しているところでございます。

ただ、おただしのとおり、以前まではちょっと人数の関係で3名、フルタイム2名とかそれからパートタイム1名という1パーティーで行動、作業していた時期もあります。それから、戻ってきてから何か、ちょっとはっきりとはこのタイミングでこの時期というのは覚えていませんけれども、一緒に帰着というか戻ってきたタイミングも状況によってはあったかと思えます。ただ、今年度につきましては、そういったものも改善するためなるべく2パーティーで、パートタイムはパートタイムさんで勤務時間が4時半までなので、4時から4時15分までには戻ってきて片づけをします。それから、フルタイムはフルタイムで作業をして、4時半から4時45分までに戻ってきて片づけをするというような基本スタンスで考えております。

ただし、作業内容が同一にやる場合だとか、それ以外に戻ってきた後にちょっと細かい作業があるといった場合につきましては、4時に帰ってくる場合も全くはないというところでございますので、基本的にはそのような形で進めております。

以上でございます。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

6番、渡辺幸雄君。

○6番（渡辺幸雄君） 私、実際今、時期的には仕事をやる時期なんですよ、草刈りとか。これから夏場にかけては恐らく大変だと思います。

それで、現場を4時までぐらいにもう引き上げちゃうということは、今の状態では何の意味もないと思うんですよ。実際ここに来て早や4時半ぐらいには戻ってきますよね。だから、今の時期はある程度、4時半、30分延ばしただけでかなり変わりますよね。その辺、十分考慮した中でやっていったらどうかと思いますが、よろしくをお願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 夏場の作業員、これはものすごく、外でやっておりましてかなりの労働であり、体力的にきついんですよ、これは。それで、まず課長が言ったとおりに、安全性を考えてまず4時から4時半に帰

ってきていただいて、自分の体を汗を拭いたり、あしたの作業の準備をしたりいろいろありますので、時間帯はある程度決めておりますが、作業員さんのやりやすいように少しはしたほうがいいかなと思っております。

○議長（水野秀一君） ほかにありませんか。

8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） 何点かお尋ねいたします。12ページ、商工費の中で城山のトイレがやっと新しくなるということで実現されます。これはもう何回も議員の質疑の中でも要望しておりました。担当課のご努力に敬意を表したいなと思っております。そこでなんですが、県との折衝の中で、今回、建設のゴーサインをいただいた決め手は何だったのか。どのような交渉の中で。過去においては、歴史埋蔵物があるということでなかなか許可をいただけなかったのが現状でした。許可をもらえた要因は何だったのでしょうか。その点を教えて下さい。

続きまして、13ページ、住宅費の中で木造住宅耐震診断推進事業委託料37万円。こちらも国・県の支出金の中で行うみたいなんですが、一般財源も入りますね、どこの住宅をやられるのかお願いいたします。

その下、教育費の中で、10節需用費、消耗品費でコロナ検査キット132万8,000円、どのぐらいの単価のものをどのぐらいの数量購入するのかお尋ねいたします。

あと、今6番議員のほうから質疑がありましたが、道路維持作業員室整備事業150万円。私はどこかにこの作業員室を整備するのかなと思っておりました。ただ、今、担当課の説明をいただきますと、今使っているプレハブじゃなくて坪数の大きいプレハブを再度購入すると。

私思うんですけれども、あそこにプレハブ大きいのを置いても、夏は炎天下、冬は極寒、作業員さんがあまりにもプレハブではかわいそうじゃないかなと。現在、歴史民俗資料館が空いております。学校教育課が公民館のほうに移動しましたので空いております。やはり、あの建物の一番の懸念材料は、前にも言いましたけれども、閉め切って中に展示してあるものも傷む、建物も傷む。そのときの答弁は公民館から行って窓を開けて風を通すということでしたが、今回、こういう道路維持作業員の控室を150万で買うのであれば、あそこに再度中に備品を入れても、作業員の方の休むところには適しているんじゃないかと私は思うんですが、その点、答弁をお願いします。

○議長（水野秀一君） 企画商工課長、坂本克幸君。

○企画商工課長（坂本克幸君） それでは、城山トイレの件についてお答えいたします。

こちら、今ここに補正予算で設計費のほう載せておりますので、まだ設計のほうはもちろん出来上がってはおりません。ということですので、まだ県のほうに正式な届け等を出したわけではございません。ございませんが、県のほうに昨年度、社会教育課のほうを通しまして、こういった形だったら簡単な届出ぐらいで済むかということをお聞きしまして、回答としては、正式な設計ではありませんが、今トイレが建っている範囲ぐらいの中で、単純に便槽を取り換えるとかそのぐらいの掘削の工事、その程度だったら届けを出して1か月ぐらいで許可が出るような話はいただいております。

設計が終わりましたら、早急に、建築確認等の申請もございません、県のほうにももちろん今言ったように届けなきゃいけませんので、1か月程度かかりますので、そこら辺を見越して工事のほう、発注していきたいなと思っております。設計できましたら早急に申請したいと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目聡君） お答えいたします。

13ページの8款5項1目住宅管理費における木造住宅耐震診断促進事業委託料でございますけれども、こちらにつきましては、当初1件分の予定でありまして2件追加という形になってございます。こちらにつきまして、どこの住宅をやるのかということでございますけれども、こちらは民間の住宅です。箇所づけ、この場所をやるということは決まっております。これは申込みがあった際に実施するものであります。対象となる住宅は、昭和56年5月31日以前に建設された木造住宅、いわゆる建築基準法が改正される前に耐震性がないとされる木造住宅、これについて耐震診断を行うものでございます。

増やした理由につきましては、令和4年3月16日に発生しました地震によって増加があるのではないかとということと、それからもう一つ、令和3年度で1件実績があったんですが、来て「あさかわ」住宅取得支援事業、こちらのほうで木造住宅の中古での購入というのも対象になるんですが、その対象となる補助要件といたしまして、昭和56年5月31日以前の耐震性がないとされる住宅の購入につきましては、この耐震診断が必要であるという補助要件になっていることから、今後もこの制度を利用する際には必要になるのではないかとということで増額して計上したものでございます。

それから、道路作業員の休憩室でございますけれども、おただしのとおり、あのようなプレハブではよい環境ではないというのは私も思っております。おただしのとおり、資料館のほうにつきましては立派な建物でございますし部屋もございます。水道もあります。そしてトイレもございます。そういったことから、今現在このように予算措置はしておりますけれども、今後、歴史民俗資料館をどのように使っていくかということも含めまして、横断的に関係各課と相談しながら考えてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 教育課長、高野喜寛君。

○教育課長（高野喜寛君） それでは、コロナの検査キット内容について説明させていただきます。

こちらのほうは税込み1つ当たり935円掛ける710人分掛ける2回ということで、2回分の132万7,700円、予算として132万8,000円を計上してございます。

内訳といたしましては、こどもの数でこども園154人、小学校が300人、中学校が157人、合計611人分。それに教員等関係する職員等で約90人で、約700人分相当になりますが、これらに予備ということで10人分ということの合計710人分ということで想定をしております。

こちらの検査キットにつきましては、体外診断用医薬品ということの認証を受けた検査キットになってございます。そちらのほうの購入予定ということで予算を計上させていただきました。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） 城山のトイレの件は、これから設計委託をして進めていくと。課長、これ当然水洗ですよ、今度は。水洗で行うのかまず1点。

あと、参考になんですが、環境に優しい水洗トイレが、尾瀬とか上高地とか、ああいう国の自然公園とか内

で使われているもの等もありますので、やはり水の便も決していいところではないので、その辺もちょっと考慮して設計していただければと思います一言助言させてください。

木造住宅の耐震に関しましては分かりました。

あと、道路維持作業員さんの件、やはり前向きにちょっと考えていただければと思います。やはり一番はトイレがないんですね、あそこの。休憩室があってもトイレがない。それと、やはり作業員さんが言うのには、通行される方とか駐車場に車停めた方の視線が気になるということもありますので、その辺も含めてちょっと配慮していただければと思います。

コロナ検査キットに関しましても、安心して使えるものだと。まして2回分を用意するんだということで、かなり万全だなと思っております。使わないほうがいいものではございますが、準備があつてよろしいかと思っております。

それでは、トイレと作業員室について、2点再度お答えください。

○議長（水野秀一君） 企画商工課長、坂本克幸君。

○企画商工課長（坂本克幸君） 城山公園トイレの件についてですが、設計業者のほう決まりましたら、十分に協議をして、自然に配慮したことも含めて設計のほう進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目聡君） 作業員さんの休憩室に歴史民俗資料館ということでございますけれども、今現在はまだ歴史民俗資料館の運営の在り方についてははっきりと決まっていなくて、それから、どのようにしていくかということについてはまだ決まっていないところだと思いますので、庁舎内で前向きに、どのような利用形態がいいか、作業員さんの休憩室として利用することが適当かどうかについて議論してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

4番、木田治喜君。

○4番（木田治喜君） 何点かなんですが、まず端的で構わないので、9ページ、特別旅費ということで157万4,000円計上されています。これ何回分ぐらい想定しているのか、ちょっとお尋ねします。

それから11ページ、農業委員会、タブレット、備品購入予定しているみたいですが、これどういう内容なのか、ちょっと教えてください。

それから、先ほど来から令和4年度の地方創生臨時交付金については話がありまして、特に10番議員さんも言いましたように防犯カメラ、こちらのほうの質問させてもらって、ガイドラインはまだこれからだという話なんです、町長のベッドタウン化も含めて、こういった防犯の対策というのは重要な項目だと思うんですけども、それでちょっと4点ほど質問させてもらいたいんですが。役場、保健センター、公民館、3か所設置を今回の補正で計上していますが、4年度以降、一般財源の範囲の中でも引き続き設置するのかどうか。ほかのですよ。ですから、設置予定の全体図なんかもう出来上がっているのかどうか、まず1点目。

それから2点目として、1台当たりが110万という計上でちょっと高額だなという、最初ぱっと見たときに

そんな感じしたんですが、大まかな仕様、こちらをお知らせください。

それから、防犯カメラとちょっと関係するんですけども、地方創生SDG s官民連携プラットフォーム、これ町は認識していますか、この団体。それをちょっとお伺いする、これ防犯カメラと非常に関連があるのでお聞きします。

それから4点目に、令和3年度分と令和4年分で9,214万1,000円の交付金の使途として20事業上げられましたけれども、ほかに、20事業以外にこんな候補も上がったんだよというようなものあれば教えていただきたいんですが。

以上です。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） お答えいたします。

9ページの特別旅費でございますが、日額旅費でございます1日4,700円でございます。日数で割りますと334日分となっております。

それから、防犯カメラの1か所当たり110万円でございますが、見積りの内容につきましては、役場庁舎で申し上げますと、外のカメラ4台、それから内側のドームカメラが1台、それから記憶装置及びモニター1台となっております。記憶装置のほうは約30万程度の容量のものを予定しているところでございます。

今後の計画につきましては、残る公共施設ですが、小・中学校とそれから不特定多数の利用ということであれば公衆トイレ関係もございまして、今のところまだ具体的にそういう計画を何年度に実施するということはまだ決めておりません。

それから、今回一覧表の中で20事業ありますが、そのほかには何点かございましたが、具体的には4年度の当初にもう計上済みの事業であるものであるとか、そういったところ。あとは、4年度の当初計上済みのものについては、商品券のプレミアム分であるとか、押印見直しに係る委託業務だとかということもありますが、今回はそういうのではなく、このような町民のためのものという理解で計上してございます。

3点目のそのところ、SDG s関係、プラットフォーム関係についてはちょっと、そこまでは考慮されてございません。

以上です。

○議長（水野秀一君） 農政課長、生田目源寿君。

○農政課長（生田目源寿君） お答えいたします。

予算書の11ページの下のほうです。農業委員会費でタブレット関連計上してあります。これ、まず浅川町農業委員会がございまして。その上の団体は福島県農業会議です。さらに全国規模で言いましたらば全国農業会議とあります。今年度、全国的に農業委員の方にタブレット配付をするそうです。

前回、2年前にGIGAスクール、子供たちにタブレット配付、それと同じような要領なんですが、全国的に農業委員の方にタブレットを配付しまして、それで現場で情報収集。といいますのは、農業委員の方、現地調査多々ございます。その場合に紙ベースの図面を見るのではなく、瞬時にタブレットでどの田んぼがどの面積とか掌握できるようにということで、今年度配付される予定になっております。その必要経費を今回計上させていただきます。

併せまして歳入のほうにも計上しております。100%補助となります。

以上です。

○議長（水野秀一君） 木田治喜君。

○4番（木田治喜君） 1問目の9ページ、これは我々でいうと日当ということなんですか。何か、当初聞いたとき、これ私が聞き間違えたのか分かんないんですが、交通費と言ったような気がしたもんですから。これは日当ですね。こちらに長期出張している日当ということで。これは人事交流は、逆に町から県に行っている人も同じ、金額のあれはあるとしても、そういう体系でやっているということですか。日当がかかっちゃうということなんですか。これ、ということですよ。旅費、いや、でも4,700円掛ける365と言っていましたよね、そうですね。それをちょっと確認します。

それからタブレットについては、これは今後配付されるんで、その前にということであれで分かりました。

それから、これ、こういう補正の予算の中でお話しさせてもらうとちょっと時間もなくなっちゃうんであれですけども、また一般質問等々でちょっと確認したいとは思いますが、1つだけ言いますと、防犯カメラは非常に重要で、地域福祉センターそれからこども園なんかに入っています。今後これが町の中でも増えていくだろうと私も予想しているんですが、まずはその全体図をつくって、ジャブライオリティ、どこから優先的にやっていくんだというふうなことがあってこの3か所にしたんだしたら話分かるんですが、お金はもらいましたよ、使うところがないんでこれに入れておこうかという考え方だとすればちょっと問題かなと思う気がしますし。

今、20事業以外にはあまり出てこなかったんですが、例えばですけども、今、学校なんかの網戸をつけるというので、コロナ対策で、非常に全国的に今広がっています。なぜ網戸をつけるか。それは蜂の進入なんか、じゃ何で窓を開けるんだ、換気のためです。網戸をつけている学校が非常に多いです。そんなことが例として上がるのかなとは思ったんですけども、それ以外考えていないということになれば、そういうことも含めてコロナ対策の本分であるところの使い道。図書館の図書もいいんですけども、図書館の図書よりまず学校の網戸なんかつけたほうが僕はいいなとは思っているんですけども、それだとか二酸化炭素の濃度装置を購入するだとか、あるのかどうか分かりませんが、そういう公共施設には必ずそういうの置いて、その濃度を見て換気をするとか、そういったものがあるのかと思ったんですけども、これ再度伺います。

それから、官民プラットフォームというのは浅川町も加入していますからね。会員になっているはずなんで、ちょっと調べてもらったほうがいいと思います。そうすると、そこに、何と申しますかプラットフォームの中で、どういうことかという、これ内閣府が主導でやっているものです。だから浅川町も入っています。そうすると、これはどういうことかというのは、会員同士の補えるところを補いましょうというのが主な目的で、それで今、防犯カメラの「みんなで防犯プロジェクト」というのが推進されていて、その中で無料でつけて無料で維持管理をして、無料でそれがちゃんと三方で、防犯カメラと警備会社とという連携、警察も含めて連携が取れているようなので進めています。

ぜひ、そういうのを調べてもらって、どれが本当に町としていいのか。ただ交付金もらったから一過性で後々維持管理に困るんだよということでは困ると思いますので、ぜひその辺まで幅広げて調べていただきたいなというふうに思っています。これ、いろいろ制約はありますよ、入れるには。ただというのはちょっと怖い

部分もあるんですが、これ一般社団法人がやっているところなんで、日本セキュリティ振興協会というのがあります。いろんな一般社団法人ありますけれども、その中でもここが強力で今推し進めていますので、そうするとこれは無料でやってくれるということです。ただ、条件はあります。条件はもろもろありますけれども、そういったことでぜひとも、検討のテーブルには上げていただきたいなということを思います。

そういうのも含めてちょっと、全体図をまず示してもらって、それから具体的に、110万なら110万でもいいんですけども、本当にそれだけかかるのという。じゃ、警備会社との連絡はどうなっているのか、そういったことも含めてトータルの考えていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） まず、旅費のほうでございますが、職員が県庁における実務研修を受けた場合の旅行する場合ということで、1日4,700円の支給とするということでございます。344日につきましては、1か月分につきましては既定予算の中で支出したもので、不足となる344日、11か月分を計上したものでございます。

防犯カメラ関係につきましては、今ほど議員さんおっしゃられたところ等、十分考慮しながら今後進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 木田治喜君。

○4番（木田治喜君） 分かりました。旅費、交通費のところは分かりました。私もちょっと考え違いしていたところもあったのかもしれませんが。

それで今、地方創生の臨時交付金、これ、国会なんかでもいろいろ議論になりまして、使い道がどうのこうのというのが議論になっています。立憲民主党の方も相当強く言っているようにも聞いています。ただ、使い道自由ですから、その中に関連づけというのはいろいろできるんだと思いますけれども、ただ9,200万という大きな金額の中で動いているんで、ぜひとも有効活用していただきたいというのが私の思いなんですけれども。

ですから、防犯カメラやるんだったらやるで、全体図をちゃんと構築して、優先順位を決めて、今年度についてはこれとこれをやる、来年度についてはこれとこれをやる、交付金が来なくてもやることはやるんだというような姿勢をまず見せていただければ、それはそれで半将来的に何年か後までに必要なところには全部完了するんだというふうなことをぜひお願いしたいなということと、それから私なんか思うんですけども、いろいろトイレなんかの改修もやるみたいですけども、役場はやらないのかないつも思っているんですけども。役場、車椅子で来た方入れませんよね。

それから私、下足というか土足で、靴を履き替えて入るトイレはあんまりこういう公共施設では見ないので、その辺がなんか一番先にやらなきゃなんないところじゃないかなと。住民サービスの点からすれば、自分たちの職員のところじゃなくて、住民がちょっとトイレ貸してと入るようなときに、公民館に行けば立派なトイレがあるのであれなのかもしれませんけれども、そういったことをやるのが先なのかなと、私は常々思っています。何事も優先順位を決めてしっかりやっていただきたいなというふうに思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

○議長（水野秀一君） よろしいですか、答弁。

○4番(木田治喜君) 方向性聞いてください。そうしますかどうするかと。

○議長(水野秀一君) 町長、江田文男君。

○町長(江田文男君) そのように検討させていただきたいと思います。

○議長(水野秀一君) ほかにありませんか。

上野信直君。

○9番(上野信直君) 簡潔に幾つか伺いたいと思います。

まず、防犯カメラなんですけれども、役場については説明がありました。カメラが4台、記憶装置が1台、カメラは外が4台、内が1台だから5台か。保健センターと公民館についても大体同じような内容なんだろうか。伺います。

それから、9ページの住民税非課税世帯に対する臨時交付金1,500万円、これ私さっき説明を受けて、よく理解できないので申し訳ないんですけれども、これ本当は去年のうちに配られるお金だったんですよね、1世帯10万円は、1,200万円残っているんだから120軒残っているということなんですか。ちょっと伺います。

あと11ページの、勤労者体育館の工事の絡みで、勤労者体育館はいつから使えるというふうに見込まれているというふうに説明されたんですけどか。ちょっと忘れたので伺いたいと思います。

それから、農業者の燃油肥料給付金、これはもっともな支出だというふうには思うんですけれども、ただ、一般の町民に7,000円、農業者に2万円、5万円。一般の町民のほかに、商工業者の方の中には本当にこの燃料代の高騰の絡みで大変な思いをされている業者の方もいらっしゃいます。典型的なのはクリーニング屋さんですね。ドライクリーニングの溶剤も高くなっているし、あとは包装するナイロンの袋も高くなっているというところで。こういう方への配慮もやっぱり必要だろうというふうに思うんですね。今回一遍にはできなかったということだと思ってしまうんですけれども、今後、こういう方についてもこういう制度で今後お金は来るだろうと思ってしまうんですけれども、その中で検討していくというお考えはあるかどうか、伺います。

それから12ページ、7,000円の商品券なんですけれども、これいつ頃町民の皆さんに届けるというお考えなのか伺います。

それから、同じく7ページの城山のトイレの改修、改修の概要、どういう改修するのか伺います。

それから、13ページのコロナの検査キットの話なんですけれども、これどういうふうな使い方されるものか伺います。

○議長(水野秀一君) 総務課長、岡部真君。

○総務課長(岡部 真君) お答えいたします。

1点目、防犯カメラでございますが、保健センター、公民館につきましても基本的には外、それから中1台というのを想定した、同様の、役場庁舎と同じようなもので想定して計上したものでございます。

以上です。

○議長(水野秀一君) 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長(佐川建治君) 私のほうから、2点目の住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金の件ですけれども、確かに令和3年度は終了して年度内に終わりましたので、こちらは令和4年度の住民税非課税世帯に、国が新たに6月1日現在の住民税非課税世帯になった世帯に対して10万円給付しますよという部分で、一応う

ちのほうで1,200万、120世帯分を見込みました。こちらは、令和3年度分としてもらった方は対象外でして、新たに令和4年度に非課税世帯になった世帯に対して交付されるという部分ですので、120軒程度を見込んでおります。

以上です。

○議長（水野秀一君） 企画商工課長、坂本克幸君。

○企画商工課長（坂本克幸君） お答えいたします。

まず、11ページの勤労者体育センターの修繕工事の修繕工事の件ですが、こちら、今回設計のみ計上させていただいております。サッシのほう落ちてしまいまして、大分歪んでちょっと使用できないような状況になっております。あわせて、修繕工事に合わせまして、今後、同程度の地震が来た際にも耐えられるような補強工事も設計の中を含めたいと思っております。そのため、工事が終わるまでは使用停止は続くのかなと思っております。

このままちょっと続けさせていただきたいと思います。

商工費のほうに移りまして、まず7,000円の商品券の件ですが、8月中の配布を予定しております。基準日を7月1日基準の住民としまして、8月中の配布を今のところ予定しております。

その下、城山公園トイレの件についてですが、こちら完全な建て替えになります。車椅子で入れるような多目的トイレもついた新たなトイレに建て替えるような予定をしております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 副町長、小池大介君。

○副町長（小池大介君） お答えいたします。

今ほど、上野議員のほうからおたおたのあった、いわゆる商工業者の方の支援等を含めた部分になりますけれども、今回、9,200万という全体としては大きな予算になってはいるんですが、やはり今回ほかにもいろいろやらなきゃいけない事業がある中で、どうしてもやっぱりその優先順位というのはつけながら予算計上をしていかざるを得なかったというところはあります。

まず、町民の方に広く行き渡るような施策ということで、商品券のほうを検討し、かつ、あと農業者については、いわゆる国土保全といいますか、景観維持といいますか、やっぱり農業については、単なる産業だけじゃない、公共的な役割というものがあるだろうというところで、農家の方への支援というのを優先順位を上げて今回計上しているというところはあります。

では、商工業者について何もしないのかということにつきましては、今回、国全体で臨時交付金1兆円増額しております。そのうち8,000億円が今回地方のほうに配分されていると、2,000億円はまだ余分といいますか、保留している分がございますので、今後はそういったところ、国のほうは、コロナの状況だとか経済の状況を見ながら今後配分を検討していくというふうに言っておりますので、またそういった形で地方のほうに配分があった際には、今のような商工業者の支援というか、そういった視点も含めながら、町として優先順位を考えながら、より最適な支援につながるような予算計上を検討していきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（水野秀一君） 教育課長、高野喜寛君。

○教育課長（高野喜寛君） お答えいたします。

検査キットの使い方なのですが、こちらのほうは購入しましたらば、こども園、それから小・中学校のほうの対象児童・生徒に配布をいたします。こちらのほうは事前配布という形を取らせていただきまして、まず本人が症状がある場合には病院に行ってもらおうということが前提になりますので、家庭内で濃厚接触になってしまったという場合は、今、保健所のほうでもPCR検査等は症状がなければやらないというような形になってございますので、症状がなく一定期間を過ぎて学校に来る際に抗原検査キット、こちらのほうのキットを使っただいて陰性だという確認をしていただいた上で、学校のほうに安心して登校できる、そういったことを想定した形で考えているところでございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

○9番（上野信直君） はい、いいです。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

5番、岡部宗寿君。

○5番（岡部宗寿君） 2点ほどお伺いします。

まず、町長に私、以前に質問しました観光のためにと、城山を、トイレの話。先ほど8番議員も言われていました。このトイレ、町長いかがですか。当たり前前のトイレにするのか、誰が見たってトイレだというふうにするのか。それとも、今全国的にはやっている、観光のところに行くと、ああ、こういうトイレもあるんだというふうな、きっと浅川でしたら、町長、お城にちょっと似たような外見とかそういうのでやるとか。やっぱりこれは、町長、今考えなくちゃ、これからの浅川町の観光のためには必要じゃないかとまず思います。

それともう一点、防災費。災害時備蓄品運搬用車両購入事業ということで、2トンダンプと軽トラックだかちょっと分からないのですが、これを購入というんですが、この話をちょっと聞きたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） トイレですね、本当に皆さん待ち望んでおります。昨年あたりそれなりに動くかなと思ったんですけどもなかなか動きませんで、当然、環境にいい水洗、これはもう当然だと思っております。そしてまた、誰もが利用できるようなトイレ、見た目でああきれいだなというトイレは、これはもう完全に造っていく必要があると思います。

あと、2トンダンプについては建設水道課から答弁をいたします。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目聡君） お答えいたします。

防災費に計上されております災害時備蓄品運搬用車両購入事業でございますけれども、軽のワンボックス、それから2トンダンプ1台ということで、2トンダンプにつきましては、現在、建設水道課のほうで使用しております2トンダンプのほうが、故障や、それから購入後、初年度登録から26年経過しているなど、なかなか使用することが難しい状況のため、それらも併せて中古車として2トンダンプ、4WDのものを購入予定とい

うところで計上しているところでございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） もう1台、軽貨物の車購入で、併せて今回、防災費、このコロナ交付金を活用いたしまして車両の整備。理由としましては、災害時に備蓄品等を避難所へ運搬するための購入車両の費用として、今ほどの2トンダンプ、それから軽の貨物を予定したところでございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、岡部宗寿君。

○5番（岡部宗寿君） 町長、トイレの話、よろしく願いいたします。

今、軽と2トンダンプは建設水道課で使うということで、これ今使っているやつ、やっぱり確かに見た目も古いし、なかなか大変だと思います。ただやっぱり、この書き方もあったものですから。ここに災害時備品運搬と書いてあるものですから、私ちょっと勘違いして、いつ起こるか分からない災害のために2トンダンプ用意しておくのかなと思ってちょっと今どきとしたものですから、聞いて安心しました。それは建設水道課で使うということで。

そのほかに軽とこう言っているんですが、ちょっと、今一般の町民の方は、この役場通りを通るといつの間にか役場は中古車販売店になったんじゃないかと。そのぐらい車がこう並んでいるんだけど、あれはちょっと多くないかなんて、最近ちょっと私らのほうにもクレームというかね。これはきっとこの議員さん、ほとんどの人は言われていると思いますよ。最近、公用車が多くないかという。

だから、もし、これそういう補助金で、臨時交付金で来ているものですから、今のうち買ったり何だりするの構わないんですが、取りあえず、今現在すぐにも使えるようなやつを優先にして、例えば今言われた、いつ起こるか分からない地震、それは確かに備えあればですからいいかもしれませんが、それは今あるやつで、例えばなったときにはそのあるもので。あれだけ公用車だって結構あるじゃないですか。あれで運べばいいじゃないですか、みんなで。だから、その辺もあって、先ほど4番議員も言いましたけれども、余計なお金、もしどうしても使わなきゃならないんならば、この庁舎の中に、先ほど4番議員言ったトイレを直すとか、男のトイレもう一つ増やすとか。何かしら、そういったことは必要なんじゃないのかと私は思いますが、総務課長、いかがですか。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） お答えいたします。

確かに、公用車の台数なんですけど、現在、言い訳というわけではないんですが、コロナ禍において軒並み出張等が行われないことがございまして、過去というか、平時においては公用車で出張等が多かったものから、現在のような台数の形になってございます。

今後、ウェブ会議等が普及されるものかなというところもございまして、適正管理に努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

3番、会田哲男君。

○3番（会田哲男君） 何点かお聞きしたいと思います。

10ページの子育て世帯支援特別給付金、5万円の30世帯ということだったんですが、この内容ですね。前、令和3年度では10万じゃなかったかと思うんですが、この辺ちょっとお聞きしたい。内容ですね。

それと、12ページの農地費の工事請負費2,000万、中根、袖山地区の追加分ということですが、この内容をお聞きしたい。あと小貫改修工事、これもお聞きしたいと思います。

13ページの8款2項2目21節の補償金、これ電柱移転の補償だと思うんですが、これの内容です。これ東北電力に払うやつだと思うんですが、この内容等をお聞きしたい。

それと、同じページの10款1項2目12節委託料の小・中学校通学バス、大草バスを増便するということが、この内容をお聞かせ願いたいと思います。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） お答えいたします。

まず、この子育て世帯生活支援特別給付金ですが、こちらは国のほうで実施しております事業です。内容につきましては、令和4年度の住民税均等割が非課税の子育て世帯、低所得者の子育て世帯ですね。児童扶養手当受給者以外の低所得者のひとり親世帯となっております。こちら一律1人当たり5万円の給付ということで、該当者そんなに多くないのかなと思います。30名ほど見込んでおります。

以上です。

○議長（水野秀一君） 農政課長、生田目源寿君。

○農政課長（生田目源寿君） お答えいたします。

ページでいいましたならば12ページの上段です。説明書きでいいますと工事請負費となっております。こちら2,000万円なんですが、先ほどご説明申し上げました中根、袖山の排水路の長寿命化、そして改修工事となっております。概要ですが、これ継続事業となっております。令和4年度分につきましては、袖山で1,800メートル、中根で1,500メートル、約3,300メートルを予定しております。こちらにつきましても改修、既存の排水路の改修となっております。今年度のみで完了の予定となっております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目聡君） お答えいたします。

13ページの土木費、道路橋りょう費、道路新設改良費、21節補償、補填及び賠償金でございますけれども250万円計上しております。こちらは、坂ノ前山敷田線の歩道整備工事に関連する補償金になります。NTTの柱、それから電力柱、各1本。それから、現地にコイン精米機が2機ほどあります。それから自動販売機が2機ほどありまして、そちらの補償金を予定しております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 教育課長、高野喜寛君。

○教育課長（高野喜寛君） 小・中学校通学バス運転業務委託の大草方面のバスの1便増便の件ですが、こちら

のほうにつきましては、朝につきましては7便ということで、大草方面もその1便の中に入っておりますが、帰りの便につきましては、小学校と中学校を分けてございます。小学校5便、中学校2便ということで当初スタートしたいという考えで当初予算計上はしておったんですが、やはり中学校の大草方面の利用形態、そちらの方を考えると、1便増便しないとやはり乗車時間が長くなってしまおうという部分と、あと1台での乗車人数もちょっと多くなってしまおうということもありましたので、いろいろバスの行程については何通りも検討はしたんですが、その中でもやはり1便増便しないとなかなか現状としては厳しいということもありましたので、今回の交付金、こちらのほうを活用した形で予算のほうを計上させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 3番、会田哲男君。

○3番（会田哲男君） 今、農地費の2,000万は、これ延長、延びたような恰好で増えたという理解でいいんですかね、1つは。

それと、今、教育委員会のほうでお答えあった増便なんですけど、大草を1便くらい増やす、どういうふうにするんですかね、大草方面のやつは。増便、何便増やすんですか。今2便だということですけども、帰り。1便、分かりました。

じゃ、その農政課のほうだけお願いします。

○議長（水野秀一君） 農政課長、生田目源寿君。

○農政課長（生田目源寿君） お答えいたします。

この中根、袖山排水路の改修につきましては、今回補正上げた主たる理由なんですけど、県から一方的に追加配分なされております。これ、午前中の話とちょっとかぶるところもあるんですけど、県のやり取り、先ほどは森林再生整備事業、今回はこの排水路改修事業。お金頂くのは町なので、こちらとすれば頂くものは頂く。その分、ですから追加で今後、改修、本当はもっと予算の範囲でここまでしかできなかったところ、それを再度見直してさらに改修ができればいいなと思っております。

改めて申し上げますけれども、県からの追加配分となっております。

以上です。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第9、議案第30号 令和4年度浅川町一般会計補正予算（第2号）を起立によって採決します。お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

12時を過ぎておりますが、このまま会議を続けます。

◎議案第31号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第10、議案第31号 令和4年度浅川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第10、議案第31号 令和4年度浅川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を起立によって採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

◎同意第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第11、同意第3号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、固定資産評価審査委員会の委員である江田政之氏が、令和4年6月24日をもって3年の任期が満了となり、引き続き、固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

住所、浅川町大字根岸字明神畑17番地の1、氏名、江田政之、生年月日、昭和32年9月6日。

同氏は、平成28年6月25日より固定資産評価審査委員会の委員となり、現在に至っております。よろしくご審議いただきたいと思います。

○議長（水野秀一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第11、同意第3号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを起立によって採決いたします。

お諮りします。本件はこれに同意することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、同意第3号は同意することに決定しました。

◎発議第3号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第12、発議第3号 原子力損害賠償に係る中間指針等の見直しを求める意見書提出についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第12、発議第3号 原子力損害賠償に係る中間指針等の見直しを求める意見書提出についてを起立によって採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

◎請願第2号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第13、請願第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出請願書を議題としま

す。

これから紹介議員に対する質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第13、請願第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出請願書を起立によって採決します。

お諮りします。請願第2号を採択することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、請願第2号は採択することに決定しました。

◎請願第3号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第14、請願第3号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書を議題とします。

これから紹介議員に対する質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第14、請願第3号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書を起立によって採決します。

お諮りします。請願第3号を採択することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、請願第3号は採択することに決定しました。

◎請願第4号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第15、請願第4号 動物を虐待から守るための法整備を求める意見書提出の請願書を議題とします。

これから紹介議員に対する質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第15、請願第4号 動物を虐待から守るための法整備を求める意見書提出の請願書を起立によって採決します。

お諮りします。請願第4号を採択することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、請願第4号は採択することに決定しました。

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（水野秀一君） 次に、日程第16、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員長より、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査申出書が提出されております。会議規則第75条の規定により、申出書のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ここで請願第2号、請願第3号及び請願第4号が採択されましたので、追加日程意見書提出準備のため暫時休憩といたします。

休議 午後 零時39分

再開 午後 零時42分

○議長（水野秀一君） 再開いたします。

◎日程の追加

○議長（水野秀一君） お諮りいたします。ただいま配付しました日程第17及び日程第18及び日程第19を日程に追加したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 異議なしと認め、追加日程として議題とすることに決定しました。

なお、発議第4号、発議第5号及び発議第6号については、会議規則第39条第2項の規定により趣旨説明を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第4号、発議第5号及び発議第6号については趣旨説明を省略することに決定しました。

◎発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第17、発議第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出についてを議題とします。

事務局に表題文を朗読させます。

議会事務局長、田子広子君。

〔議会事務局長（田子広子君）朗読〕

○議長（水野秀一君） これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第17、発議第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

◎発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第18、発議第5号 国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書提出についてを議題とします。

事務局に表題文を朗読させます。

議会事務局長、田子広子君。

〔議会事務局長（田子広子君）朗読〕

○議長（水野秀一君） これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第18、発議第5号 国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書提出についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

◎発議第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第19、発議第6号 動物を虐待から守るための法整備を求める意見書提出についてを議題とします。

事務局に表題文を朗読させます。

議会事務局長、田子広子君。

〔議会事務局長（田子広子君）朗読〕

○議長（水野秀一君） これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これから日程第19、発議第6号 動物を虐待から守るための法整備を求める意見書提出についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（水野秀一君） 以上で本日の日程は終了しました。

会議を閉じます。

令和4年第3回浅川町議会定例会を閉会といたします。

閉会 午後 零時48分